

容量拋出金説明会 (小売電気事業者向け) (対象実需給年度：2027年度)

2026年10月
電力広域的運営推進機関

1. はじめに	 3
2. 容量市場の概要	 7
3. 容量拠出金の概要	 9
4. 容量拠出金に関する各事業者における業務	 20
5. 容量拠出金の計算方法	 38
6. 容量拠出金算定諸元の公表等	 63
7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理	 73
8. FAQ・お問合せ先・その他お知らせ	 77

1. はじめに

本資料の目的及び説明内容

3

- 本資料は、小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者に容量市場における容量拠出金やその消費税処理に対する理解を深めていただくことを目的としております。
- 本資料においては、容量拠出金に関する概要説明や算定方法、各事業者における業務や消費税の取り扱い等についてご説明いたします。

説明会
開催目的

小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者に容量市場における容量拠出金やその消費税の課税方針に対する理解を深めていただくこと

容量拠出金の概要説明

容量市場における容量拠出金の位置づけや全体概要などの説明

容量拠出金の算定方法

各事業者への容量拠出金の請求額の算出手順の説明

容量拠出金に関する 各事業者における業務

容量拠出金に関する各事業者における業務の説明

消費税の取り扱い

容量拠出金に関する消費税の取り扱いに関する説明

1. はじめに

容量市場と容量拠出金について

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を、市場管理者である電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、本機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

（電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋）

電気事業法

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

（容量拠出金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

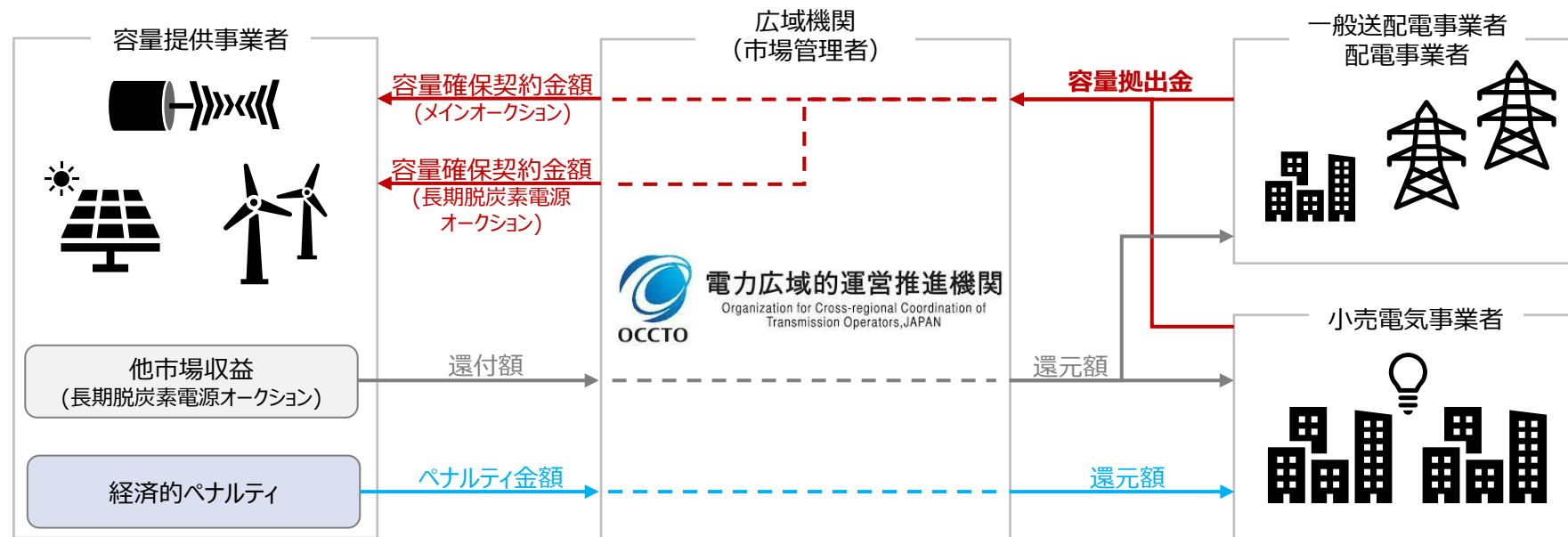
1. はじめに

容量市場全体における容量拠出金の位置づけ

5

- 本機関は、小売電気事業者等に容量拠出金を請求し、それを原資に容量提供事業者へ容量確保契約金額を支払います。
- 本資料では、実需給期間中の容量拠出金対応についてご説明します。
- 実務にあたっては業務マニュアル 容量拠出金対応編※も合わせてご確認ください。

【容量市場全体における容量拠出金の位置づけ】



※ 業務マニュアル 容量拠出金対応編は、2026年10月13日～10月26日の期間で意見募集を実施しています。
<https://www.occto.or.jp/iken/000773.html>
ファイル名『容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編 (対象実需給年度：2027年度) (案)』

1. はじめに 今後のスケジュール

- 実需給2027年度の容量拠出金に係る全体スケジュールは、以下のとおりです。
- 容量拠出金の説明会は、開催回の時点で内容を更新した説明資料を用いてご説明します。
- 業務マニュアルについて、2026年10月13日に意見募集を開始しました※1。

項目	内容	スケジュール
容量拠出金説明会 (対象実需給年度：2027年度)	小売電気事業者/一般送配電事業者/ 配電事業者を対象に、 容量拠出金対応に係る説明会を実施	本日の説明会 2026年10月21日
業務マニュアル 容量拠出金対応編の公表※1	実需給2027年度の 容量拠出金対応について記載	2026年10月13日～10月26日 意見募集中※1
容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)の発行※2	実需給2027年度分の容量拠出金 仮請求額通知書(年間総額)を発行	2026年12月頃
容量拠出金請求額通知書の発行※2	毎月の容量拠出金請求額 通知書を発行	2027年6月～
容量拠出金請求書の発行※2	確定した毎月の容量拠出金の 請求書を発行	2027年7月～
年次精算 (還元 又は 追加請求)	容量提供事業者から回収した経済的ペナル ティの還元や容量拠出金の回収額を一致させ るための追加請求を実施予定	2029年2月頃予定

※1 業務マニュアル 容量拠出金対応編は、2026年10月13日～10月26日の期間で意見募集を実施しています。

<https://www.occto.or.jp/iken/000773.html>

ファイル名『容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編(対象実需給年度：2027年度)(案)』

※2 会員情報管理システムにて各帳票を発行後、発行した旨をお知らせするメールが送付されます(後述)。

2. 容量市場の概要

容量市場導入の背景及び概要

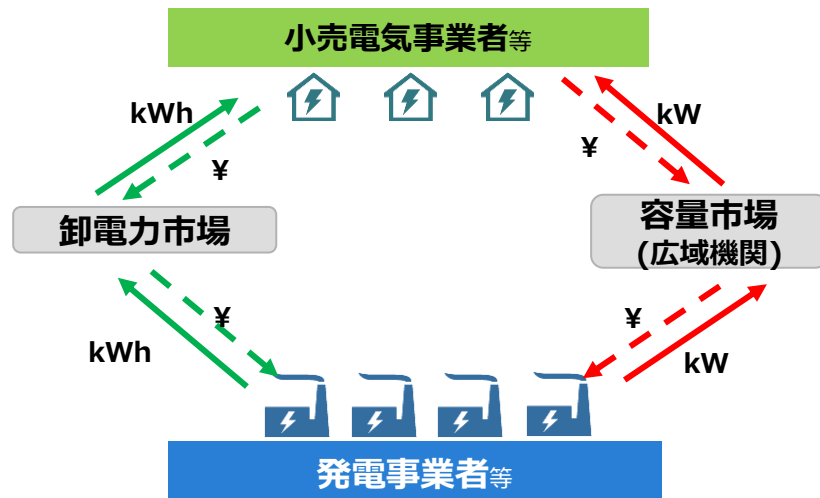
7

【容量市場導入の背景】

- 以下の目的を効率的に達成するために、容量市場を導入します。
 - 電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力を確実に確保すること
 - 卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと

【容量市場の概要】

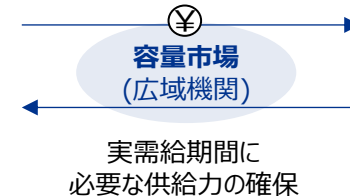
- 容量市場では、電力量(kWh)ではなく、**将来に必要となる供給力(kW)**が取引されます。
- 容量市場とは、**将来にわたる日本全体の供給力を効率的に確保するための仕組みで、発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等に市場へ参加いただくことにより供給力が確保されていきます。**



小売電気事業者
一般送配電事業者
配電事業者

容量市場により、中長期的な**電気の供給力の確保が継続的に図られる**ことで、卸電力市場価格(kWh)の安定化や、電気事業者の事業運営の安定化につなげていく。またそれらにより電気を利用する需要家にもメリットをもたらしていく。

供給力に対する価値(kW価値)
に対する支払



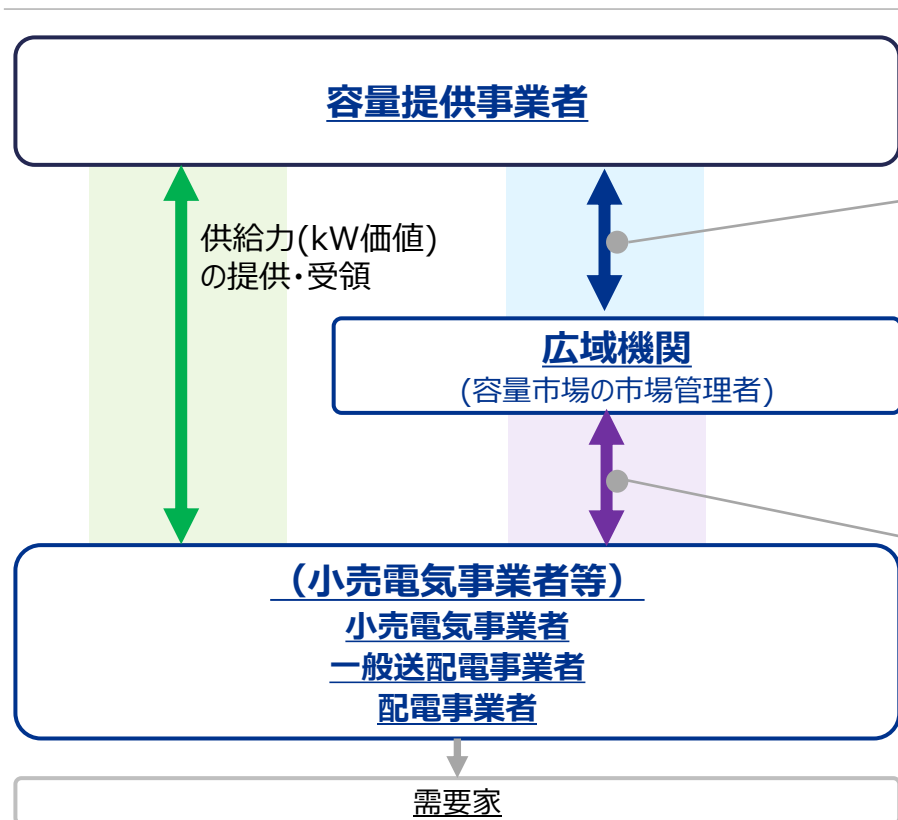
容量市場により、将来の供給力に対して容量確保契約金額が支払われることが約束されることで、電源の新設やリプレースなど、実際に電気が使用される実需給期間に必要な**電源や供給力への投資が促される**。

2. 容量市場の概要

容量市場の取引の流れ

- 容量提供事業者については、容量確保契約金額の交付や経済的ペナルティの発生・返金が取引として発生します。
- 小売電気事業者等については、容量拠出金の請求や、未回収分が発生した場合の追加請求、経済的ペナルティの還元が取引として発生します。

容量市場取引の概要



【容量確保契約金額】

容量提供事業者に対して、供給能力に対する価値(kW価値)の対価を支払う取引

【経済的ペナルティ】

実需給前、実需給期間中において、リクワイアメントの未達成に応じて容量提供事業者に科される違約金

【経済的ペナルティの返金】

実需給前に市場退出による経済的ペナルティを科された容量提供事業者に対して、追加オークション開催有無に伴い、ペナルティの返金を行う取引

【容量拠出金】

小売電気事業者等が支払う容量市場における供給力を確保するための取引

【容量拠出金の追加請求(年次精算)】

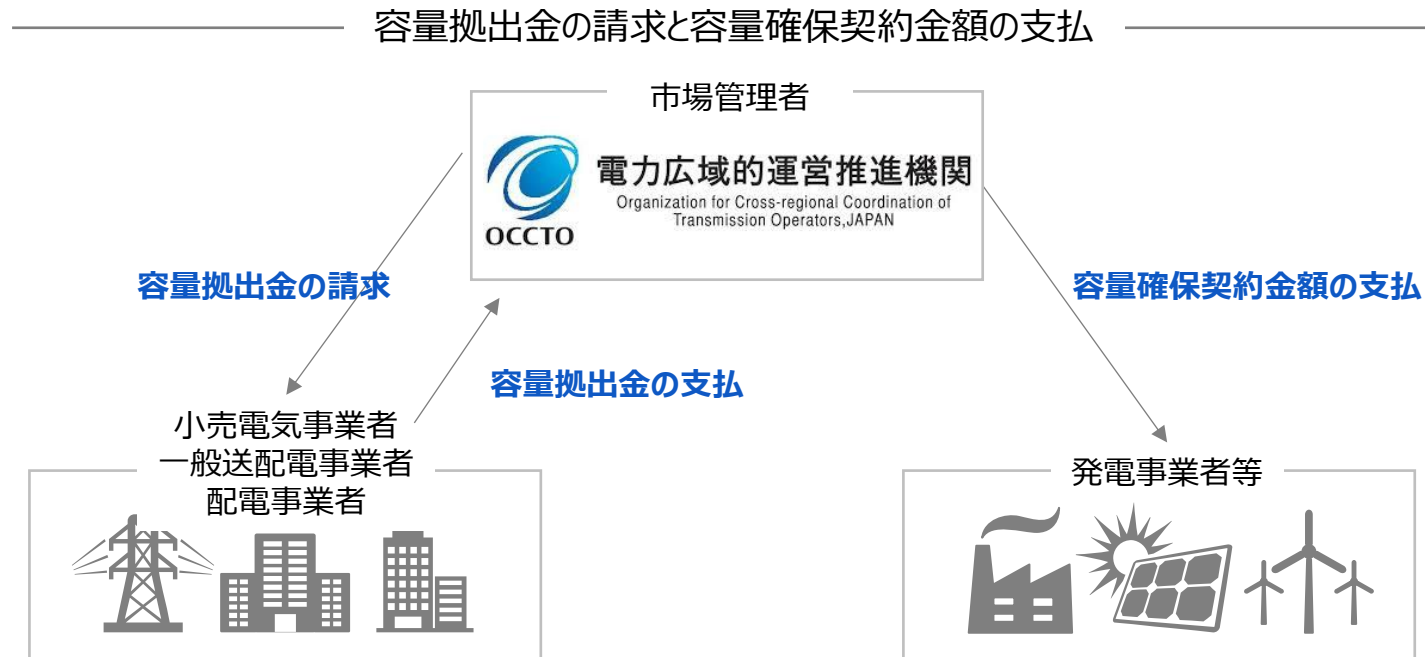
小売電気事業者等の取引で生じた容量拠出金の未回収分を、年次精算で小売電気事業者等へ追加請求することにより総額を一致させるための取引

【還元(年次精算)】

容量確保契約金額の減少等および容量提供事業者のリクワイアメント未達成による経済的ペナルティ等を小売電気事業者等の取引の総額に反映させるための取引

3. 容量拠出金の概要 容量拠出金の全体像

- 容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、電気事業法に定める供給能力の確保の規定に基づき、小売電気事業者等に拠出いただくものです。
- 2027年度以降に本機関の会員である小売電気事業者については夏季/冬季ピーク時kWシェア等に応じて、一般送配電事業者、配電事業者については各エリアの需要に応じて容量拠出金を本機関から請求します。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する容量提供事業者へ、本機関が容量確保契約金額を交付します。



3. 容量拋出金の概要 (参考)既存の相対契約について

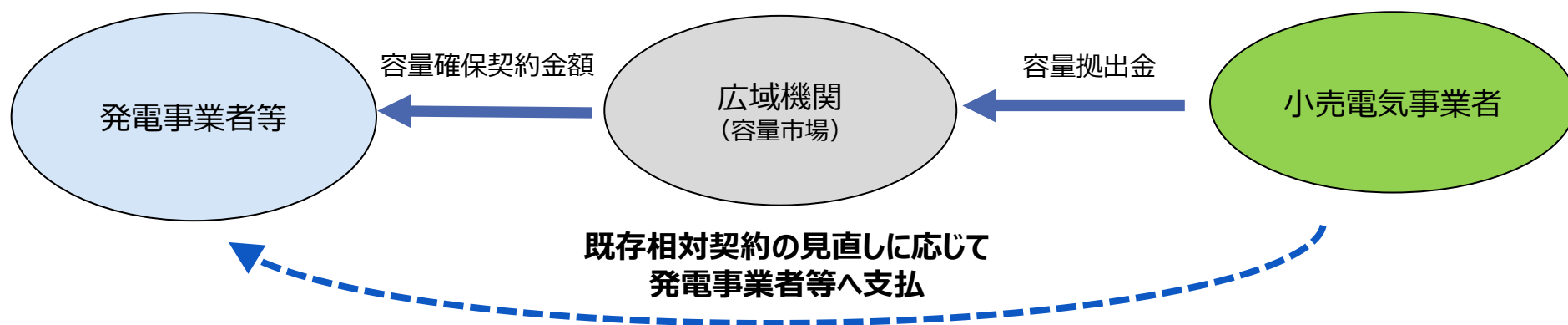
10

- 容量拋出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が算定の対象となります。
 - ✓ 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生します。
 - ✓ 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、容量確保契約書の締結や実需給期間までに、適切に見直される必要があると考えられます。
- なお、契約見直しを行う際の考え方※は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針をご参考にしてください。

※経済産業省 容量市場に関する既存契約見直し指針

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/kizonkeiyaku_youryou.pdf

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】

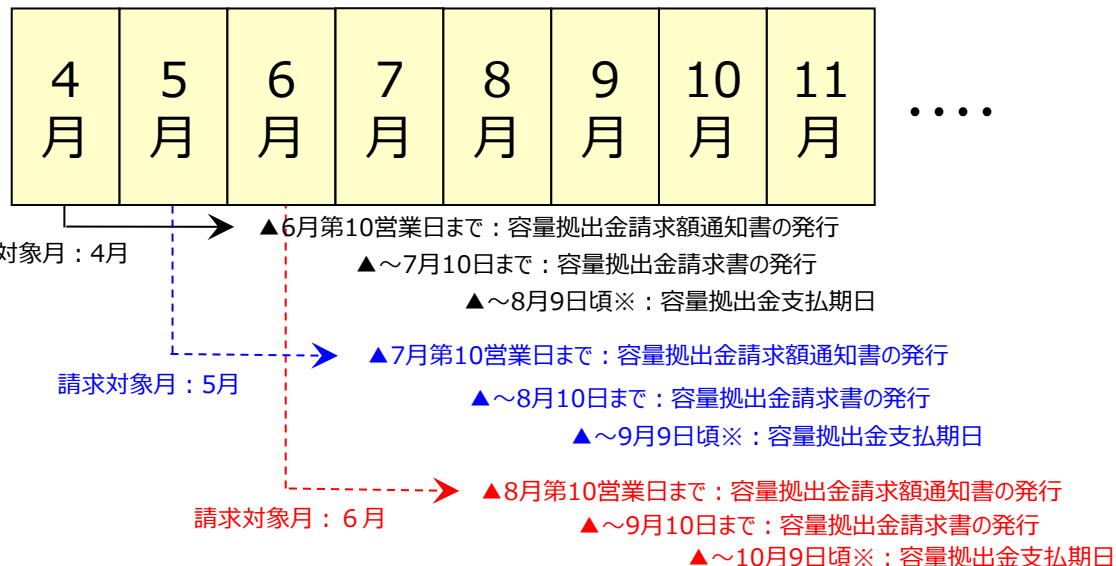


3. 容量抛出金の概要 請求・支払について① 月次スケジュールイメージ

11

- 容量抛出金の請求と支払の月次スケジュールは以下を予定しています。
4月（N月）を請求対象月とした場合、
 - 6月（N+2月）の第10営業日までに容量抛出金の請求額通知書を発行します
 - 7月（N+3月）の10日までに容量抛出金の請求書を発行します
 - 容量抛出金の請求書発行から1か月以内※にお支払いいただきます
- 上記の月次スケジュールにて毎月の請求額通知・請求・支払のフローが進んでいきます。

■ 容量抛出金の月次スケジュール



■ 容量抛出金の支払期日について (本機関の定款より)

(容量抛出行)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る抛出行（以下「容量抛出行」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量抛出行の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量抛出行の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

4 容量抛出行の額に関する事項は、容量抛出行の請求ごとに、理事会の議決により定める。

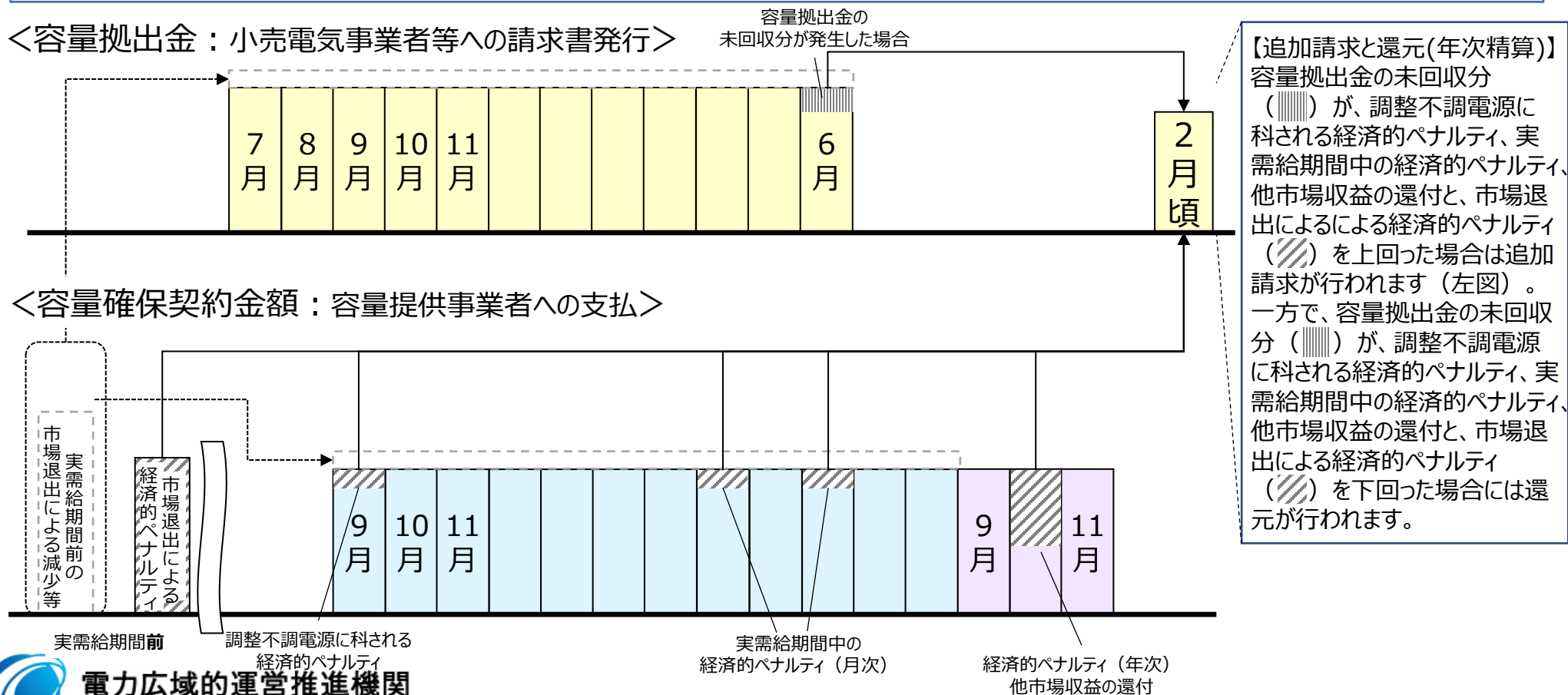
5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量抛出行（容量抛出行の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量抛出行を納入しなければならない。

3. 容量拠出金の概要

請求・支払について② 年間スケジュールイメージ

12

- 4月（N月）を請求対象月とする容量拠出金は、7月（N+3月）に請求書の発行が行われます。
- 容量確保契約金額に対して、経済的ペナルティや他市場収益の還付が生じた場合や、容量拠出金の未回収分が発生した場合は、容量拠出金へ反映を行うため実需給年度の翌年度12月頃に年次精算を開始し、その翌々月の翌年2月頃に、追加請求の場合は請求書を、還元の場合は支払通知書を送付し、当該実需給年度の容量確保契約金額と容量拠出金それぞれの総額を一致させます。



3. 容量拋出金の概要

請求・支払について③ 年次精算スケジュールイメージ（対象実需給年度：2027年度） 13

- 2027年度の年次精算は2028年12月1日の算定開始を予定しています。
- 以下の条件を満たす事業者を年次精算の対象とします。
 - ✓ 2028年3月31日時点で会員であること
 - ✓ 2027年度容量拋出金について2028年10月31日時点で滞納がないこと
- 年次精算の通知は、以下を予定しています。

2028年12月より算定開始、12月中旬以降に還元額・追加請求額を通知
2029年2月10日頃に支払通知書又は請求書を発行（2028年11月分容量拋出金と合算）
2029年3月10日頃が支払期日又は請求期日

年次精算スケジュール（対象実需給年度：2027年度）

	2028年										2029年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2027年度 3月分 容量拋出金	（2027年度） 実需給年度 終了			▼ 6/9 請求日	▼ 7/8 納入期日								
2027年度 年次精算		▼ 3/31 会員資格の 確認日							▼ 11月末頃 滞納額の 確認日	算定期間 12月中旬以降に通知 ※還元額通知書・ 追加請求額通知書	差額を反映		
2028年度 11月分 容量拋出金									12月1日 年次精算の算定開始		▼ 1/10頃 通知日	▼ 2/10頃 支払通知書 請求書発行日	▼ 3/10頃 支払期日・ 請求期日

3. 容量拠出金の概要
(参考) 請求・支払について③ 2025・2026年度の年次精算スケジュールイメージ

■ 2025・2026年度の年次精算のスケジュールは以下のとおりです。

年次精算スケジュール（対象実需給年度：2025年度）

	2026年								2027年			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
2025年度 3月分 容量拠出金	（2025年度） 実需給年度 終了			▼ 6/10 請求日	▼ 7/9 納入期日							
2025年度 年次精算									算定期間 10月末頃 滞納額の 確認日	11/17頃以降に通知 ※還元額通知書・ 追加請求額通知書		
2026年度 10月分 容量拠出金									11月1日 年次精算の算定開始	12/10頃 通知日	1/10頃 支払通知書 請求書発行日	2/10頃 支払期日・ 請求期日

年次精算スケジュール（対象実需給年度：2026年度）

	2027年								2028年			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
2026年度 3月分 容量拠出金	（2026年度） 実需給年度 終了			▼ 6/10 請求日	▼ 7/9 納入期日							
2026年度 年次精算									算定期間 10月末頃 滞納額の 確認日	11/17頃以降に通知 ※還元額通知書・ 追加請求額通知書		
2027年度 10月分 容量拠出金									11月1日 年次精算の算定開始	12/10頃 通知日	1/10頃 支払通知書 請求書発行日	2/10頃 支払期日・ 請求期日

3. 容量抛出金の概要

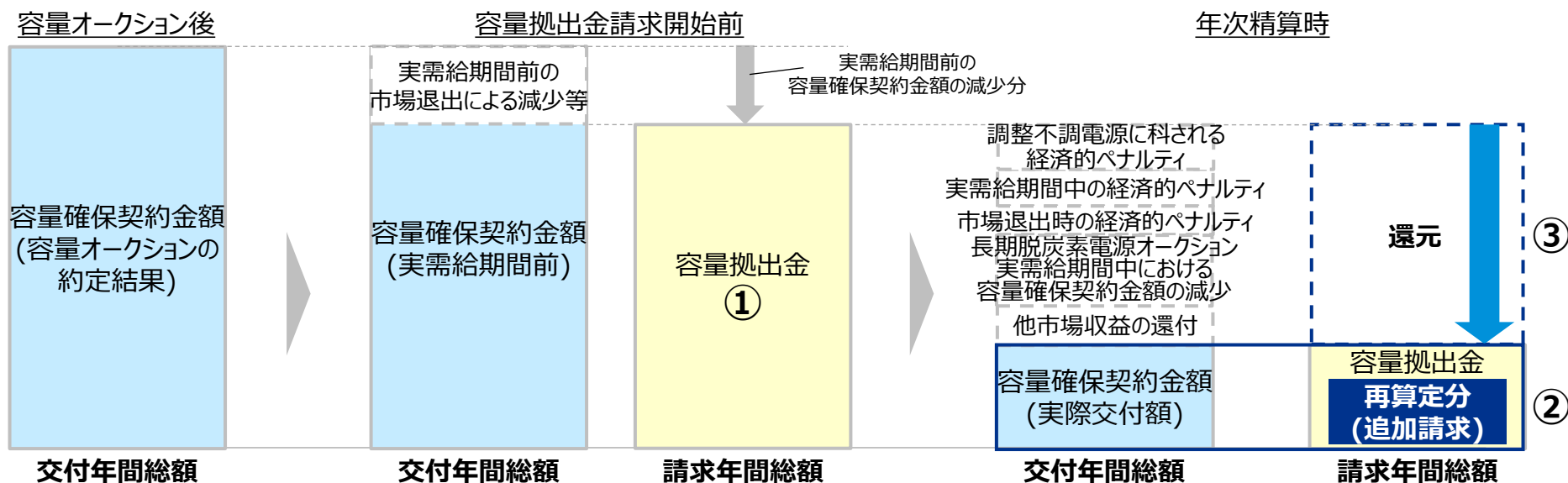
年次精算の概要 容量抛出金の追加請求及び還元について

15

- 容量抛出金の追加請求（年次精算）※1,2は、容量抛出金の回収額をもとに請求年間総額を一致させるため、小売電気事業者等へ容量抛出金の未回収分を追加請求する取引です。
- 還元は、容量提供事業者側の取引の総額と小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。（経済的ペナルティの徴収、他市場収益の還付額の支払い等で生じた差額を調整し、小売電気事業者等に配分するもの）
- 容量抛出金の追加請求、還元とも毎月月次で実施するものではなく、対象実需給年度の取引終了後、一定の時期に単年度分をまとめて、年次精算として実施するものとなります。
- 小売電気事業者等に請求する容量抛出金は、実需給期間前の容量確保契約金額の減少分を加味した金額（①）であり、この容量抛出金請求額をもとに、容量抛出金の追加請求（②）、還元（③）が行われます。

※1 配電事業者の容量抛出金の追加請求が生じた場合は、一般送配電事業者及び配電事業者を対象として算定を実施

※2 小売電気事業者の容量抛出金の追加請求が生じた場合は、小売電気事業者を対象として算定を実施



3. 容量抛出金の概要

年次精算の概要 追加請求及び還元の具体的な方法

16

- 2027年度の年次精算における容量抛出金に係る還元金額及び追加請求金額は、2028年11月分の容量抛出金の請求金額を合算して、支払若しくは請求いたします。
- なお、還元先や請求先が存在しない場合等、例外的なケースの対応方法については、以下のとおりです。

<具体的な取引内容>

「還元金額」、「追加請求金額」及び「2028年11月分の請求金額」を合算して支払金額あり	「還元額」及び「追加請求額」は「2028年11月分の請求金額」を合算して請求金額あり
事業者の登録口座へ振込※1	月次の取引と同様に事業者に請求※2

※1 振込手数料は事業者負担となります。

なお、支払金額が少額で振込手数料を下回る場合、当該の支払金額は事業者への支払いを行いません。支払いを行わなかった金額は翌年度の年次精算で還元金額の総額に合算して還元します(支払対象の事業者種別に応じて、小売電気事業者又は一般送配電事業者・配電事業者の還元額に加算し、還元の対象となる全ての事業者に還元)。

※2 当該の小売電気事業者等に2028年11月分の容量抛出金の請求が無い場合は、年次精算単体での請求書を発行します。

<例外的なケースの対応>

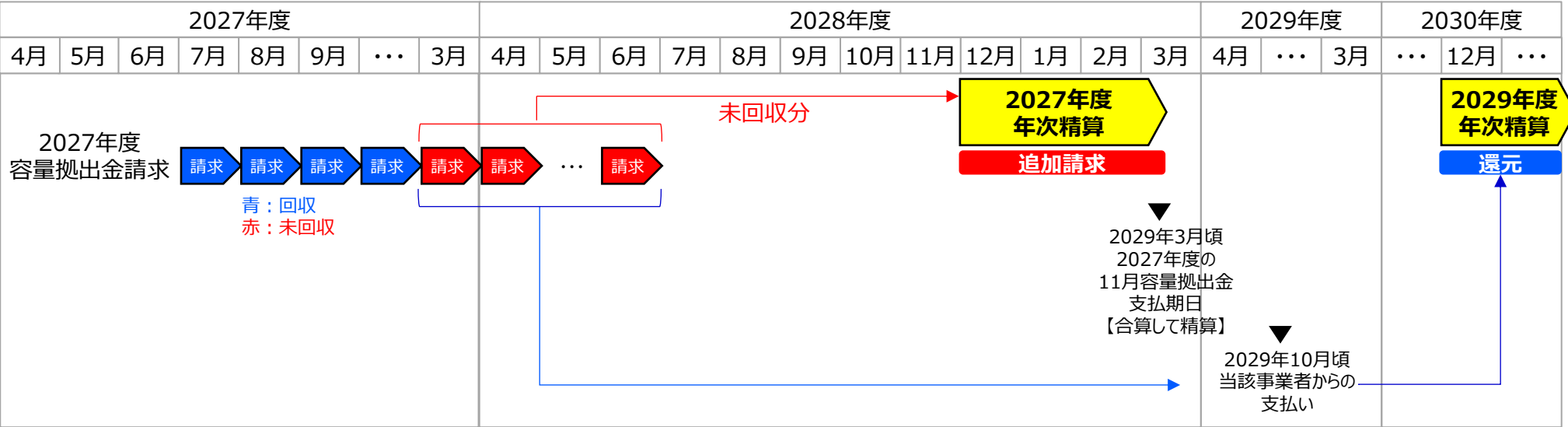
状況	対応
還元先が存在しない場合 (2028年4月以降に脱退した会員等※3)	次年度の年次精算の還元の総額に加算する (次年度の年次精算で事業者全体に還元)
請求先が存在しない場合 (2028年4月以降に脱退した会員等※3)	次年度の年次精算の追加請求の総額に加算する (次年度の年次精算で事業者全体に追加請求)
請求しても納入されない場合	次年度の年次精算までに納入されない場合、次年度の年次精算の追加請求の総額に加算する (次年度の年次精算で事業者全体に追加請求)

※3 当該の小売電気事業者等が会員である場合は、還元先あるいは請求先が存在するとして想定

3. 容量拠出金の概要
年次精算の概要 年次精算後に滞納金額の支払いが行われた場合

- 容量拠出金の滞納が生じた場合、年次精算（追加請求）に関わらず、滞納を生じさせた事業者は市場管理者に対して適切に支払うことが求められます。
- 年次精算（追加請求）を行った後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケースを想定した場合、毎年度に年次精算を行う仕組みとしていることから、滞納金額の支払いが行われた年度の年次精算の総額に加算して還元します。
- なお、年次精算（還元）を行った後に、還元の対象とならなかった滞納金額の支払いが行われたケースを想定した場合も同様に、支払が行われた年度の年次精算の総額に加算して還元します。

年次精算スケジュール（対象実需給年度：2027年度）
＜年次精算を行った後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケースの想定＞



3. 容量拠出金の概要 (参考) 容量拠出金に係る各種帳票

- 容量拠出金に係る帳票は以下を予定しております。これらの帳票は本機関の会員情報管理システムを通じて発行されます。
- 各帳票の書式、記載項目等は「4.容量拠出金に関する各事業者における業務」を参照ください。

帳票	内容	発行スケジュール
容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)	実需給期間の容量拠出金仮請求額 (年間総額) が記載された通知書です	毎年12月頃発行予定 ※2027年度分は2026年12月頃に発行
容量拠出金請求額通知書	容量拠出金の請求額 が記載された通知書です	請求対象月をN月とした場合、 N+2月の第10営業日までに発行予定 ※4月対象分は6月第10営業日までに発行
請求書 ※通常の月次の容量拠出金	容量拠出金の請求額 が記載された請求書です	請求対象月をN月とした場合、 N+3月の10日までに発行予定 ※4月対象分は7月10日までに発行
容量拠出金還元額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る還元額 が記載された通知書です	実需給年度の翌年度12月頃発行予定 ※2027年度分は2028年12月頃に発行
容量拠出金追加請求額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る追加請求額 が記載された通知書です	実需給年度の翌年度12月頃発行予定 ※2027年度分は2028年12月頃に発行
支払通知書 ※右記の年次精算を踏まえ、支払となる場合	容量拠出金還元額通知書(年次精算) に基づく還元額から、容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)に基づく追加請求額及び容量拠出金請求額通知書に基づく対象実需給年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます	実需給年度の翌年度2月頃発行予定 ※2027年度分は2029年2月頃に発行
請求書 ※右記の年次精算を踏まえ、請求となる場合		実需給年度の翌年度2月頃発行予定 ※2027年度分は2029年2月頃に発行

いずれかの帳票が発行されます

3. 容量拋出金の概要 (参考) 容量拋出金に係る各種帳票の発行スケジュール

19

■ 対象実需給年度：2027年度における各種帳票の発行スケジュールは、以下のとおりです。

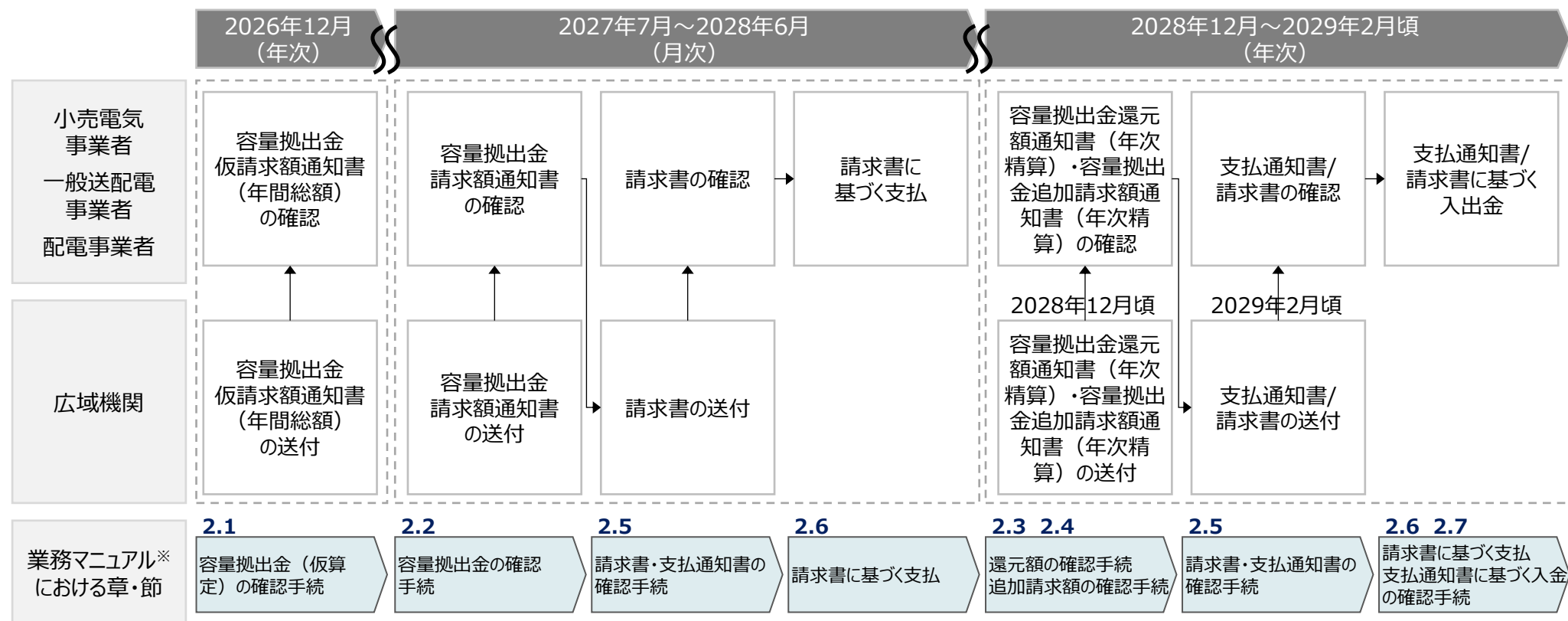
＜対象実需給年度：2027年度＞

実施時期	帳票	2026年度	2027年度 (実需給年度)	2028年度
実需給前	容量拋出金仮請求額通知書 (年間総額)	2026年12月頃発行 ▲		
月次 (実需給 開始後)	容量拋出金請求額通知書		2027年6月～2028年5月 毎月発行 ←→	
	請求書		2027年7月～2028年6月 毎月発行 ←→	
年次 (実需給 開始後)	容量拋出金還元額通知書 (年次精算)			2028年12月頃発行 ▲
	容量拋出金追加請求額通知書 (年次精算)			2028年12月頃発行 ▲
	請求書/支払通知書			2029年2月頃発行 ▲

4. 容量抛出台に関する各事業者における業務 容量抛出台に関する各事業者における業務の全体像

20

- 容量抛出台に関する各事業者における主な業務は、毎年12月に発行される容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）の確認、月次の請求書等の確認・支払に係る業務、年次精算に係る業務です。
- 本資料では、各帳票の確認手続を中心に説明いたします。実需給期間に係る業務の詳細は、業務マニュアル※をご参照ください。



21

- 容量拋出金の請求額通知書・請求書等の発行は、本機関の会員情報管理システム（<https://member-occto.occto.or.jp/>）を通じて行われます。
- 次頁以降で会員情報管理システムの操作方法について説明いたしますが、詳細は「会員情報管理システム取扱マニュアル ～会員向け 容量市場関連編～」（<https://www.occto.or.jp/various/kaiin/index.html>）をご参照ください。

 電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

会員情報管理システム ログイン

事業者コード

当機関が発番した4桁のコード

ユーザID

6桁の英数字

パスワード

ログイン

[パスワードをお忘れですか？](#)

【ログイン方法】

✓ 事業者コード・ユーザID・パスワードによるログイン

容量拠出金 請求額通知書		通知書番号 : 123456789012345-78 通知日 : yyyy#mm#dd日
株式会社○○○○○	部中	
事業番号-F:9999		電力広域の運営推進機関
事業者区分: ○○事業者		〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
		問い合わせ先 部署 : ○○部
		電話番号 : xxx-xxxx-xxxx
		E-Mail : xxxxx@cccto.or.jp

件名: ○○○○○○

1. 容量拠出金請求額（税抜）

容量拠出金額(円)	10,000
容量拠出金額(税別)(調整前)(円)	9,500
調整額(円)	500
備考 : xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	

小計(円) 10,000

2. 算定元情報(請求対象月分)

容量拠出金算定対象エリア	
エリア別の負担総額[M]	○○○
負担分の比率[%]	
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	xxx.xx

託送能力[kW(kW)]	
前年度ピーク時電力kW[kW]	① xxx
※1	② xxx
	③ xxx
前年度ピーク託送契約kW[kW]	④ xxx
※1	⑤ xxx
	⑥ xxx

※1 請求対象月が4～9月の場合・・・〔①：7月、②：8月、③：9月〕
 請求対象月が10～3月の場合・・・〔①：12月、②：1月、③：2月〕

※容量拠出金請求額に異議がある場合、xx営業日よりメールにて異議申し立てを実施してください。

容量拋出金
請求額通知書

[illegible]

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 会員情報管理システムの操作方法 各種帳票の確認(1/2)

22

- 会員情報管理システムのメニューの「容量市場請求書等情報」をクリックし、「容量市場請求書等一覧」画面に遷移します。
- 検索画面で実需給年度を入力、確認したい「帳票種類」をチェックし、「検索」ボタンをクリックします。

The screenshot shows the '容量市場請求書等検索' (Capacity Market Request Form Search) page. At the top, the OCCTO logo and name are on the left, and user information (株式会社電気, 氏名: 電気 太郎, 前回ログイン日時: 2026/4/28 14:49:23) and buttons for 'ユーザ情報変更' and 'ログアウト' are on the right. The main heading is '容量市場請求書等情報'. Below it, a box says '実需給年度を入力' (Enter the actual supply year) with a red arrow pointing to the '実需給年度' field, which has '2027' entered. To the right of this field is a note: '複数条件指定時はAND検索／チェックボタンはOR検索' (When specifying multiple conditions, use AND search / Check button is OR search). The search criteria table includes: '実需給年度' (2027), '対象月' (dropdown), 'エリア' (全国), '通知書番号' (empty), '帳票種類' (checkboxes for various request forms), '通知日' (date range), and '額(月額/年額)' (amount). A red arrow points from a box saying '確認したい「帳票種類」をチェック' (Check the request form type you want to confirm) to the '帳票種類' checkboxes. At the bottom, a blue '検索' (Search) button is highlighted with a red arrow from a box saying '「検索」ボタンをクリック' (Click the 'Search' button). A link for '×検索条件をクリア' (Clear search conditions) is also present.

検索条件	検索方法
実需給年度	2027 年度
対象月	▼
エリア	全国 ▼
通知書番号	
帳票種類	☒ 容量拠出金仮請求額通知書 ☐ 容量拠出金請求額通知書 ☐ 容量拠出金還元額通知書 ☐ 容量拠出金追加請求額通知書 ☐ 支払通知書 ☐ 請求書
通知日	年/月/日 ~ 年/月/日
額(月額/年額)	~

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 会員情報管理システムの操作方法 各種帳票の確認(2/2)

23

- 検索結果一覧画面のうち、該当する帳票について内容の確認を行います。
- 請求書等列の「○」をクリックし、請求書のPDFを表示します。

「○」をクリック

全件選択

選択したPDFをダウンロード

選択	実需給年度	対象月	エリア	事業者名	通知書番号	帳票種類	通知日	請求(振込)期日	金額(月額/年額)	請求書等
☐	2027	-	東京	株式会社電気	PC1234567890123-01	容量拠出金仮請求額通知書	2027/12/●●		6,227,533,992	

「容量市場請求書等一覧」画面イメージ

- 「○」をクリックすることで、ダウンロードフォルダにダウンロードされます。
- 左端の「選択」列にチェックをつけて「選択したPDFをダウンロード」ボタンをクリックすると、「選択」列にチェックが付いている請求書等を圧縮形式にてダウンロードすることができます。

4. 容量抛出台に関する各事業者における業務 容量市場口座情報等の会員情報管理システムへの登録

24

- 小売電気事業者、登録特定送配電事業者、一般送配電事業者及び配電事業者の方は、会員情報管理システムに以下の情報を登録してください。

※未登録の場合は速やかに登録をお願いいたします。

- インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号
- 年次精算において還元額が発生し、本機関から支払通知書が発行される場合※1に、当該金額を本機関から支払うための口座情報※2※3

インボイス制度における適格請求書
発行事業者の登録番号

年次精算において還元額が発生し、
本機関から支払通知書が発行される
場合※1に、当該金額を本機関から
支払うための口座情報※2※3

事業情報 資本関係 管理情報 送付先情報 容量市場口座 脱退（被承認・廃止等）

●容量市場口座情報等 要承認

【インボイス制度に関する情報】

登録番号
(適格請求書発行事業者) 〒 1000000001811

【容量市場口座情報】

容量市場金融機関コード 〒 0001

容量市場銀行名 〒 みずほ銀行

容量市場支店番号 〒 001

容量市場支店名 〒 本店

容量市場口座種別 〒 普通

容量市場口座番号 〒 1234567

容量市場口座名称 〒 電力広域的運営推進機関

容量市場口座名称カナ 〒 ドンパワークロージングシステム

【親法人等が振込名義人の場合】 ※振込入金時に事業者の特定のために利用します。

事業者コード(債権代表者) 〒 XXXX

債権代表者振込名義カナ 〒

戻る 変更

※1：年次精算(対象実需給年度X年度)において、追加請求額及び対象実需給年度X+1年度の月次の容量抛出台請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、追加請求額及び対象実需給年度X+1の月次の容量抛出台請求額の合計額が、還元額を下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。

※2：「口座名義カナ」「債権代表者振込名義カナ」に入力可能な文字は下記のとおりです。

半角カナ（小文字を除く）、半角濁点・半濁点、半角英大文字（A～Z）、半角数字（0～9）、半角スペース、半角記号 4種類（（）-〔ハフ〕.〔ピリオド〕）

半角カナ小文字（ツ・ヤ・ユ・ヨ等）は利用できないため半角カナ大文字で入力してください。

※3：登録口座は当座預金口座又は普通預金口座としてください。

- 容量市場口座情報等の登録にあたって、新規に会員を申請する場合と既に会員登録をしている場合で登録手順が異なります。
- 詳細は、「会員情報管理システム取扱マニュアル ～会員向け 容量市場関連編～」(<https://www.occto.or.jp/various/kaiin/index.html>) をご参照ください。

新規に会員を申請する場合の登録手順

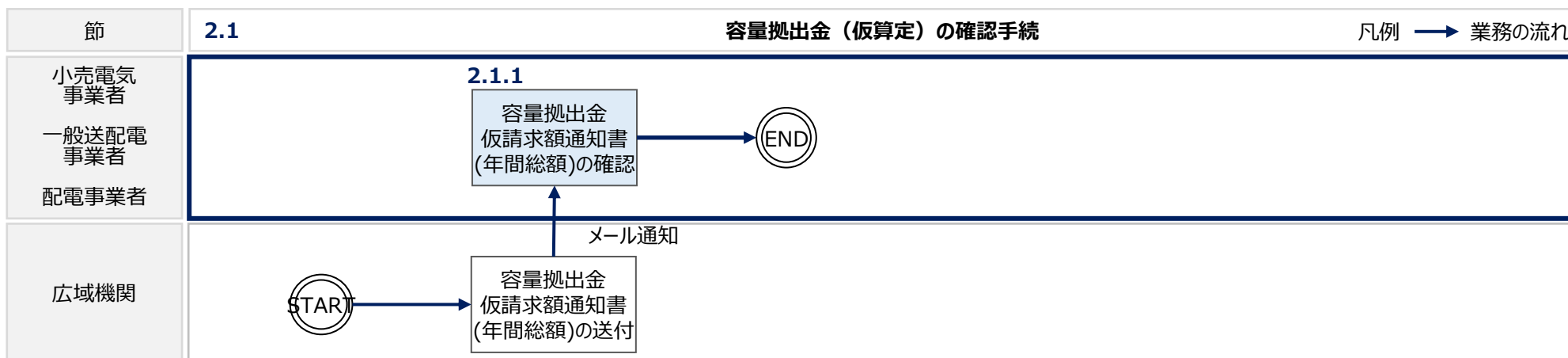
1. 加入(仮)申請時に届いたメールに記載されたURLへアクセスします。
2. メールに記載された「加入申請受付番号」と、加入仮申請で入力した「管理者①メールアドレス」を入力し、「再表示」ボタンをクリックします。
3. 加入仮申請で入力した内容が表示されます。
4. 必要に応じて仮申請時の入力情報の変更、及び、「容量市場口座情報等」の欄に①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号、及び、②還元額が発生した場合に返還する口座情報を入力します。
5. 「本申請」ボタンをクリックします。

既に会員登録をしている場合の登録手順

1. メニューの「会員情報変更」をクリックし、「会員情報変更申請一覧」画面に遷移します。
2. 「会員情報変更申請一覧」画面で「新規申請」ボタンをクリックします。
3. 「容量市場口座情報等」の欄に①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号、及び、②還元額が発生した場合に返還する口座情報を入力します。
4. 「変更」ボタンをクリックします。

4. 容量拋出金に関する各事業者における業務 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）に係る業務

- 容量拋出金（仮算定）の確認手続について、本資料では、業務マニュアル※の「2.1.1 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）の確認」について説明いたします。
- 本機関が実需給前年度12月頃に会員情報管理システムにて「容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）」を発行後、事業者に容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。
- 実需給2027年度に係る容量拋出金について、2026年12月頃に容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）を発行予定です。
- なお、当該仮請求額通知書は、2026年12月時点で入手可能な諸元を用いた概算金額をお知らせすることを目的としており、2027年7月以降の実際の請求額とは計算方法が異なることにご留意ください。（P.64参照）



4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の記載項目と確認観点

- 容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）を出力後、容量拠出金仮請求額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書はエリア別に発行されるため、複数エリアで小売事業をしている事業者には、そのエリア数に応じて発行されます。**本通知書の金額は税抜となります。**

容量拠出金 仮請求額通知書（年間総額）

株式会社〇〇〇〇 御中
事業者コード: 9999
事業者区分: 〇〇事業者

通知書番号 : 123456789012345-78
通知日 : yyyy年mm月dd日
電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先 部署 : 〇〇部
電話番号 : 〇〇-xxxx-xxxx
E-Mail : xxxx@occto.or.jp

件名: 〇〇〇〇〇〇

1. 容量拠出金仮請求額（税抜）

容量拠出金仮請求総額[円] 12,100

容量拠出金仮請求額(年額)(調整前)[円]	12,000
調整額[円]	100
備考:	

小計[円] 12,100

(参考)

容量拠出金仮請求額(月額)[円]	xxx
実需給年度4月～2月	
容量拠出金仮請求額(最終月額)[円]	xxx
実需給年度3月	

2. 算定諸元情報

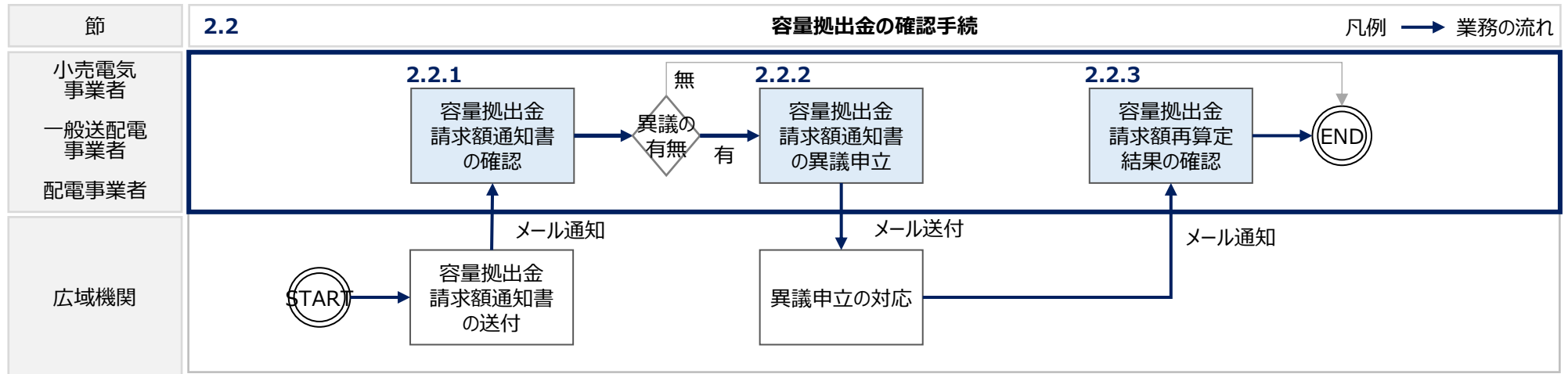
容量拠出金算定対象エリア	〇〇
エリア別の負担総額[円] (年額)	xxx
エリア別の負担額[円] (月額)	xxx
実需給年度4月～2月	
エリア別の負担額[円](端数調整月)	xxx
実需給年度3月	
負担分の比率[%]	xx.xx
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

前年度夏季ピーク時電力kW[kW]	7月	xxx
	8月	xxx
	9月	xxx

セクション	記載項目	確認観点
1. 容量拠出金仮請求額	容量拠出金仮請求総額[円]	通知対象事業者の容量拠出金負担額(年額)が記載されています 小計と一致していることを確認してください
	容量拠出金仮請求額(年額)(調整前)[円]	11か月分の容量拠出金仮請求額(月額)と容量拠出金仮請求額(最終月額)を合計した金額となっていることを確認してください
	調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額が記載されていることを確認してください
	備考	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kWを記載 (P61-62参照)
	小計[円]	容量拠出金仮請求額(年額) (調整前)と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
	容量拠出金仮請求額(月額)[円] 実需給年度4～2月	通知対象事業者の容量拠出金負担額(月額)が記載されています 容量拠出金仮請求額(月額)は、負担額(月額)に負担分の比率(有効数字16桁)を乗じることで算定されます。請求額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご注意ください
2. 算定諸元情報	容量拠出金仮請求額(最終月額)[円] 実需給年度3月	通知対象事業者の容量拠出金負担額(最終月額)が記載されています 容量拠出金仮請求額(最終月額)は、負担額(端数調整月)に負担分の比率を乗じることで算定されます。請求額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご注意ください
	容量拠出金算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください
	負担総額[円](年額)	エリア別の容量拠出金負担総額(年額)が記載されていることを確認してください
	負担総額[円](月額) 実需給年度4～2月	エリア別の容量拠出金負担総額(月額)が記載されていることを確認してください
	負担総額[円](端数調整月) 実需給年度3月	エリア別の容量拠出金負担総額(最終月額)が記載されていることを確認してください
	負担分の比率[%] ※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者：通知対象事業者の配分比率が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者：通知対象事業者の配分比率が記載されていることを確認してください。 なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量拠出金仮請求総額が0でない場合があることにご注意ください
	前年度夏季ピーク時電力kW[kW]	通知対象事業者の実需給前年度の夏季ピーク7～9月の各月の最大需要発生時(1時間)における電力使用量(送電端) kWが記載されています

4. 容量拋出金に関する各事業者における業務 容量拋出金請求額通知書に係る業務

- 容量拋出金の確認手続について、本資料では、業務マニュアルの「2.2.1 容量拋出金請求額通知書の確認」について説明いたします。
- 容量拋出金請求額通知書は、4月（N月）を請求対象月とした場合、6月（N+2月）の第10営業日までに発行予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拋出金請求額通知書を発行後、事業者に容量拋出金請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。



4. 容量抛出台に関する各事業者における業務 容量抛出台請求額通知書の記載項目と確認観点

- 容量抛出台請求額通知書を出力後、容量抛出台請求額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書はエリア別に発行されるため、複数エリアで小売事業をしている事業者には、そのエリア数に応じて発行されます。**本通知書の金額は税抜となります。**

容量抛出台 請求額通知書

株式会社〇〇〇〇 御中
事業部コード:9999
事業者区分: ○○事業者

通知書番号: 123456789012345-78
通知日: yyyy年mm月dd日
電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先 部署: ○〇部
電話番号: xx-xxxx-xxxx
E-Mail: xxxx@occto.or.jp

件名:〇〇〇〇〇〇〇〇

1. 容量抛出台請求額 (税抜)

容量抛出台請求額 [円] 10,000

容量抛出台請求額(調整前) [円]	9,500
調整額 [円]	500

備考: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

小計 [円] 10,000

2. 算定諸元情報(請求対象月分)

容量抛出台算定対象エリア	〇〇
エリア別の負担総額 [円]	xxx
負担分の比率 [%]	xx.xx
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

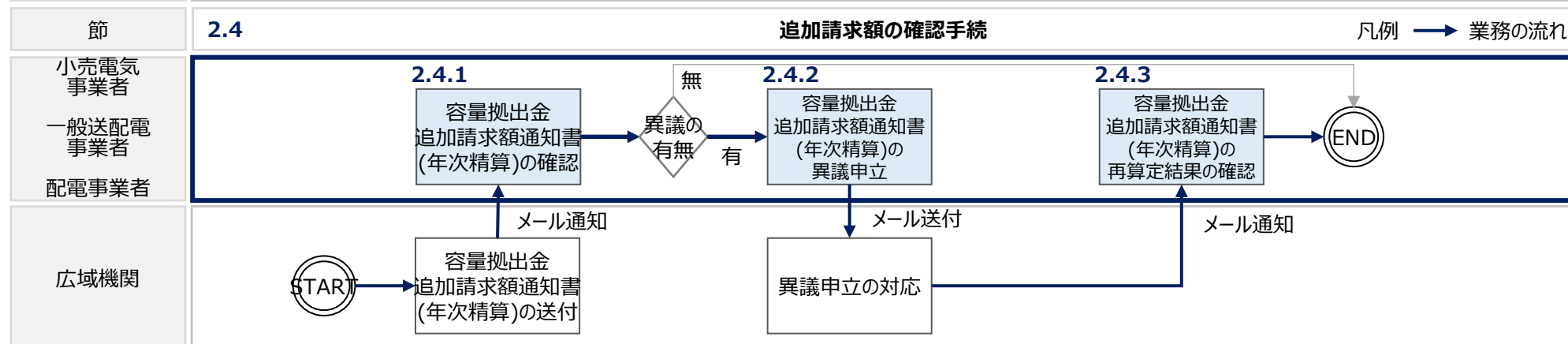
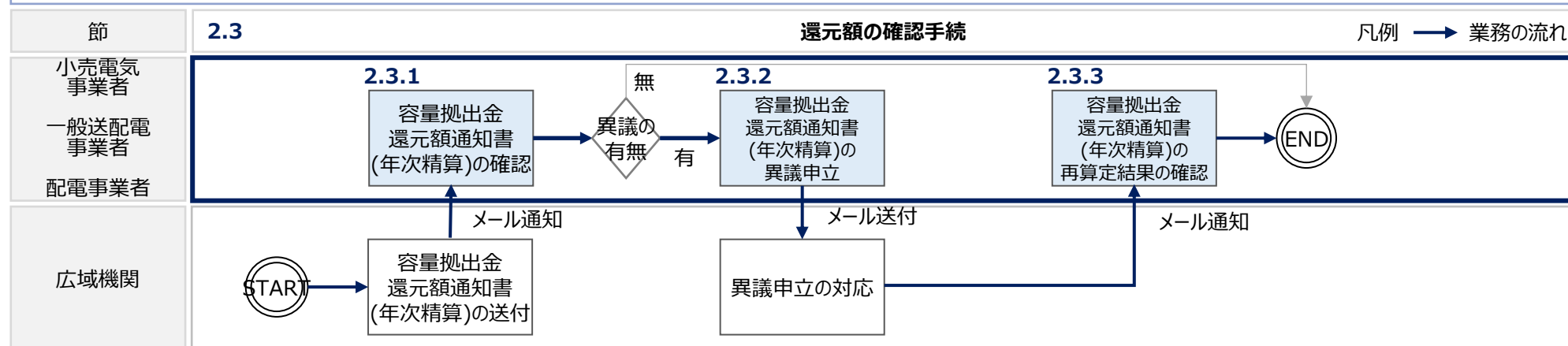
託送契約電力kW [kW]	xxx
前年度ピーク時電力kW [kW]	xxx
※1	①: 7月, ②: 8月, ③: 9月
前年度ピーク託送契約kW [kW]	xxx
※1	①: 12月, ②: 1月, ③: 2月

※1 請求対象月が4～9月の場合... [①: 7月, ②: 8月, ③: 9月]
請求対象月が10～3月の場合... [①: 12月, ②: 1月, ③: 2月]
※容量抛出台請求額に異議がある場合、xx営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

セクション	記載項目	確認観点
1.容量抛出台請求額	容量抛出台請求額 [円]	通知対象事業者の容量抛出台負担額(月額)が記載されています 小計と一致していることを確認してください
	容量抛出台請求額 (調整前) [円]	容量抛出台請求額 (調整前) は、エリアの負担総額に負担分の比率 (有効数字16桁) を乗じること で算定されます。請求額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報 (請求対象月 分) に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率である ことにご留意ください。
	調整額 [円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
	備考	記載内容を確認してください
	小計 [円]	容量抛出台請求額 (調整前) と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
2.算定諸元 情報(請求対象 月分)	容量抛出台算定 対象エリア	対象のエリアであることを確認してください
	エリアの負担総額 [円]	エリア別の容量抛出台負担総額(月額)が記載されていることを確認してください
	負担分の比率 [%] ※パーセント表記での小 数点第3位を四捨五入し た概算比率	小売電気事業者 : ・通知対象事業者の配分比率 (概算) が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者 : ・通知対象事業者の配分比率 (概算) が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量抛出台請求額が0でない場合があることにご留意ください
	託送契約電力kW [kW]	対象実需給月において、通知対象事業者が一般送配電事業者と締結している託送契約電力kWが記 載されています
	前年度ピーク時電力 kW [kW]	実需給前年度の夏季ピーク7～9月/冬季ピーク12～2月の各月の最大需要発生時(1時間)における 電力使用量 (送電端) kWが記載されています
	前年度ピーク託送契約 kW [kW]	実需給前年度の夏季ピーク7～9月/冬季ピーク12～2月において、通知対象事業者が一般送配電事 業者と締結している託送契約電力kWが記載されています
3.その他	異議申立日数	記載内容を確認してください

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 還元及び追加請求に係る業務（年次精算）

- 還元額の確認手続、追加請求額の確認手続について、本資料では、業務マニュアルの「2.3.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認」、「2.4.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認」について説明いたします。
- 実需給2027年度に係る容量拠出金について、2028年12月頃に容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書を発行予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書を発行後、事業者に容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。



4. 容量抛し出金に関する各事業者における業務 容量抛し出金還元額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

- 容量抛し出金還元額通知書（年次精算）を出力後、容量抛し出金還元額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書は、小売電気事業者に対しては小売事業をしているエリア数に関係なく1通のみ発行され、一般送配電事業者・配電事業者に対してはエリア別に発行されます。**本通知書の金額は税抜となります。**

セクション	記載項目	確認観点
1.容量抛し出金還元額	容量抛し出金還元額 [円]	通知対象事業者の容量抛し出金還元額が記載されます、小計と一致していることを確認してください。容量抛し出金還元額が0円でも本通知書は発行されます、内容をご確認ください。
	容量抛し出金還元額 (調整前)[円]	容量抛し出金還元額（調整前）は、還元額の実需となる総額①+②に負担分の比率（有効数字16桁）を乗じることで算定されます。還元額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
	備考	記載内容を確認してください
	小計[円]	容量抛し出金還元額（調整前）と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
2.算定諸元情報	還元額の実需となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額[円]①	実需給期間前に発生した経済的ペナルティ額の入金総額が記載されていることを確認してください
	還元額の実需となる請求額と実交付額等の差額 [円]②	実需給年度に係る容量抛し出金の請求総額から実需給年度に係る容量確保契約金額の実際交付額を差し引いた金額が記載されていることを確認してください
	還元額の実需となる総額 [円]①+②	①+②となることを確認してください
	負担分の比率[%] ※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者：通知対象事業者の配分比率(概算)が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者：通知対象事業者の負担比率(概算)が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量抛し出金還元額が0でない場合があることにご留意ください
	異議申立日数	記載内容を確認してください
3.その他	異議申立日数	記載内容を確認してください

容量抛し出金 還元額通知書（年次精算）

株式会社〇〇〇〇 御中
事業者コード: 9999

通知書番号 : 123456789012345-78
通知日 : yyyy年mm月dd日
電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先 部署 : 〇〇部
電話番号 : 999-9999-9999
E-Mail : xxxxx@occto.or.jp

件名: 〇〇〇〇〇〇〇

1. 容量抛し出金還元額（税抜）

容量抛し出金還元額 [円] xxx

容量抛し出金還元額（調整前） [円]	xxx
調整額 [円]	xxx
備考:	

小計 [円] xxx

2. 算定諸元情報

還元額の実需となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額 [円]①	xxx
還元額の実需となる請求額と実交付額等の差額 [円]②	xxx
還元額の実需となる総額 [円]①+②	xxx
負担分の比率 [%]	xx.xx
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

※容量抛し出金還元額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務

- 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）を出力後、容量拠出金追加請求額等の記載項目を確認してください。
- 本通知書は、小売電気事業者に対しては小売事業をしているエリア数に関係なく1通のみ発行され、一般送配電事業者・配電事業者に対してはエリア別に発行されます。**本通知書の金額は税抜となります。**

容量拠出金 追加請求額通知書（年次精算）		通知書番号 : 123456789012345-8 通知日 : yyyy年mm月dd日
株式会社〇〇〇〇 事業者コード: 9999 事業者区分: 〇〇事業者	御中	電力広域の運営推進機関 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 問い合わせ先 部署 : 〇〇部 電話番号 : 999-9999-9999 E-Mail : xxxxx@occto.or.jp

件名: 〇〇〇〇〇〇〇

容量拠出金追加請求額（税抜）
xxx

容量拠出金追加請求額（調整前）[円]	xxx
調整額[円]	xxx
備考:	

小計[円]
xxx

2. 算定諸元情報

容量拠出金算定対象エリア	〇〇
未収金総額[円]	xxx
負担分の比率[%]	xx.xx
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

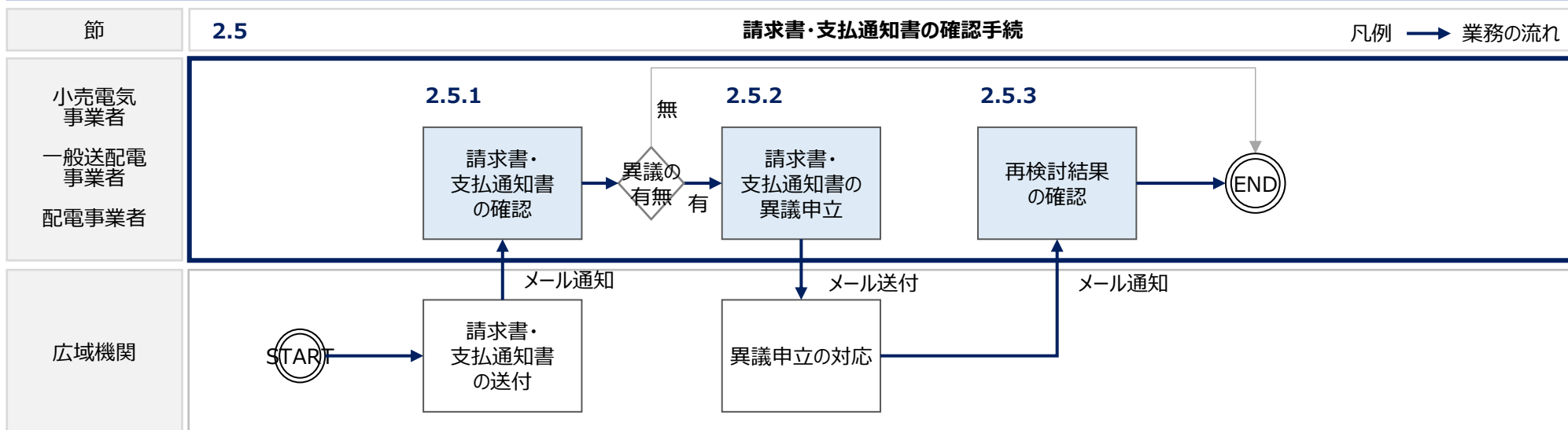
※容量拠出金追加請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

セクション	記載項目	確認観点
1.容量拠出金追加請求額	容量拠出金追加請求額[円]	通知対象事業者の容量拠出金追加請求額が記載されています 小計と一致していることを確認してください 容量拠出金追加請求額が0円でも本通知書は発行されるので、内容をご確認ください
	容量拠出金追加請求額(調整前)[円]	容量拠出金追加請求額(調整前)は、未収金総額に負担分の比率(有効数字16桁)を乗じることで算定されます。請求額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
	備考	記載内容を確認してください
	小計[円]	容量拠出金追加請求額(調整前)と調整額を合計した金額となっていることを確認してください
2.算定諸元情報	容量拠出金算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください (小売電気事業者に対する通知の場合、「-」と記入されます)
	未収金総額[円]	実需給年度に係る容量拠出金の未収金総額が記載されていることを確認してください
	負担分の比率[%] ※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者：通知対象事業者の配分比率(概算)が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者：通知対象事業者の負担比率(概算)が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量拠出金追加請求額が0でない場合があることにご留意ください
3.その他	異議申立日数	記載内容を確認してください

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 請求書・支払通知書に係る業務

- 請求書・支払通知書の確認手続について、本資料では、業務マニュアルの「2.5.1 請求書・支払通知書の確認」について説明いたします。
- 実需給期間開始後の月次の請求書は、請求対象月をN月とした場合、N+3月の10日までに発行予定です。
- また、実需給2027年度に係る容量拠出金の年次精算については、請求書又は支払通知書※¹を2029年2月頃に発行予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて請求書又は支払通知書を発行後、事業者はその旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。

※¹：年次精算において、追加請求額及び対象実需給年度2027年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、追加請求額及び対象実需給年度2028年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。



4. 容量抛 outcomes に関する各事業者における業務 容量抛 outcomes の請求書/支払通知書の記載項目と確認観点

■ 請求書（又は支払通知書）を出力後、請求（支払）金額等の記載項目を確認してください。請求書（又は支払通知書）には税抜、税込金額どちらも記載されています。

支払通知書

支払通知書番号 : 123456789012345-78
支払通知書発行日 : yyyy-mm-dd

電力広域的運営推進機関
取組番号 (商標法上登録(特許事務)) : 16010005023758

〒125-0064
東京都江東区豊洲2-15
臨・おむすび
部署 : COO
電話番号 : 999-9999-9999
E-Mail : xxxxx@coo.co.jp

株式会社〇〇〇〇 様中
登録番号 (商標法上登録(特許事務)) : T1234567890123
事業コード : 1-9999

件名 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
下記の通り請求申し上げます。

請求金額 (税込) : 1,100円 (税込)
支払期 : 2022年05月05日

No.	実需給年度・対象月	支払	取引対象	取引年月日	通知書番号	税抜金額(円)	税込率	備考
1	2022年度分	-	電力	2022/4/1-2022/3/31	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥5,000	10%	

No.	実需給年度・対象月	支払	取引対象	取引年月日	通知書番号	税抜金額(円)	税込率	備考
1	2022年度第1分	COO	容量抛対象	2022/4/1-2022/3/30	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥2,500	10%	
2	2022年度第2分	COO	容量抛対象	2022/4/1-2022/3/30	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥1,400	10%	
3	2022年度第3分	-	容量抛対象	2022/4/1-2022/3/31	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥100	10%	

備考

支払情報	税抜金額(円)	消費税(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥5,000	¥500	¥5,500
合計金額	¥5,000	¥500	¥5,500

請求情報	税抜金額(円)	消費税(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥4,000	¥400	¥4,400
合計金額	¥4,000	¥400	¥4,400

合計	税抜金額(円)	消費税(円)	税込金額(円)
3%対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥1,000	¥100	¥1,100
合計金額	¥1,000	¥100	¥1,100

・ 事業者へ入金額は支払金額から税込の額の手数料を引いた金額となります。
・ 領収書は別紙となります。
・ 通知書到着後の中や日付記載の発注日より1週間以内の取引の連絡がない場合は記載内容の誤りや漏れが確認されたものといたします。
・ 支払通知書のつづき、取引先情報に「」がついているものは、税抜税率対象となります。

(1/1)

記載項目	確認観点
請求書(支払通知書)番号	-
請求書(支払通知書)発行日	-
事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
事業者コード	
事業者登録番号(本機関)	本機関の事業者登録番号が記載されていることを確認してください
事業者登録番号(事業者)	適格請求書発行事業者として登録している番号と相違ないことを確認してください
件名	記載内容を確認してください
請求(支払)金額(税込)	全明細を足し合わせた額であることを確認してください
振込期日(支払日)	振込期日(支払日)を確認してください
備考	記載内容を確認してください
実需給年度・対象月	今回対象の実需給年月であることを確認してください
エリア	通知済みの「容量抛 outcomes 請求額算定通知書」に基づいた内容であることを確認してください
取引対象	また、年次精算額が明細に含まれている場合は、通知済みの「容量抛 outcomes 還元額通知書(年次精算)」や「容量抛 outcomes 追加請求額通知書(年次精算)」に基づいた内容であることを確認してください
取込年月日	
通知書番号	
税抜金額(円)	
税区分	記載内容を確認してください
備考(明細欄)	
合計金額欄	明細の右下に記載されている請求情報・支払情報・それら合計に対応する各合計金額が正しいことを確認してください 消費税額は税抜金額(円)に消費税率(10%)を乗じ、小数点以下を切り捨てます
振込先口座情報	請求書が発行された場合のみ、備考（明細欄）の下に振込先口座情報が記載されます 記載内容を確認してください

請求書

請求書番号 : 123456789012345-78
請求書発行日 : yyyy-mm-dd

電力広域的運営推進機関
取組番号 (商標法上登録(特許事務)) : 16010005023758

〒125-0064
東京都江東区豊洲2-15
臨・おむすび
部署 : COO
電話番号 : 999-9999-9999
E-Mail : xxxxx@coo.co.jp

株式会社〇〇〇〇 様中
登録番号 (商標法上登録(特許事務)) : T1234567890123
事業コード : 1-9999

件名 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
下記の通り請求申し上げます。

請求金額 (税込) : 5,500円 (税込)
支払期 : yyyy-mm-dd

No.	実需給年度・対象月	支払	取引対象	取引年月日	通知書番号	税抜金額(円)	税込率	備考
1	2022年度分	-	電力	2022/4/1-2022/3/31	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥1,100	10%	

支払情報	税抜金額(円)	消費税(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥5,100	¥510	¥5,610
合計金額	¥5,100	¥510	¥5,610

請求情報	税抜金額(円)	消費税(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥5,000	¥500	¥5,500
合計金額	¥5,000	¥500	¥5,500

合計	税抜金額(円)	消費税(円)	税込金額(円)
3%対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥1,100	¥110	¥1,210
合計金額	¥1,100	¥110	¥1,210

・ 以下のCOO記載の欄に記入します。なお、お支払の額の手数料につきましては、事業者様にて負担願います。
③ 取引先情報
名称
代表者
代表者住所
代表者電話番号 : 251-1234
代表者Eメール : xxxxx@coo.co.jp
・ 領収書は発行済みです。
・ 通知書到着後の中や日付記載の発注日より1週間以内の取引の連絡がない場合は記載内容の誤りや漏れが確認されたものといたします。
・ 支払通知書のつづき、取引先情報に「」がついているものは、税抜税率対象となります。
③ 上記3番へ本機関の登録名 (取引) には、事業者コード (本機関を上取組4桁) ・臨・おむすび、事業者番号 (取引) の順に入力願います。事業者番号 (取引) は、株式会社〇〇〇〇〇〇 (取組番号) の順に入力願います。
取引先情報 (取引) は、法人情報を入力願います。なお、取引先住所、本機関の住所は別紙に記入願います。
例 : 1234 〇〇〇〇〇〇〇 (事業者コード) : 1234 事業者名 : 〇〇〇〇〇〇

(1/1)

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 請求書に基づく支払

- 容量拠出金は、請求書が発行されてから1か月以内にお支払いただきます。事業者は、請求書記載内容に基づき、請求額の振込手続きを行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

- 振込人名（カナ）は以下のとおりに記載してください。

- **振込人名：事業者コード（4桁）＋空白1文字＋法人略称＋事業者名（カナ）**
- **法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください**
- **ただし、事業名称（協同組合等）については、法人略称は不要です**

例) 株式会社電力広域的運営推進機関（事業者コード：1234）の場合
振込人名：1234 カ)デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカン

例) 電力広域的運営推進機関協同組合（事業者コード：5678）の場合
振込人名：5678 デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカンキョウドウクミアイ

※事業者側のシステム等の都合上、上記の振込人名の設定ができない場合は、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）を振込人名に記載ください。ただし、振込人名称に法人形態の記載は必須ではないですが、法人形態を記載される場合は金融機関口座振込時の略称ルールに従ってください。

例えば、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）が「アイウエオ」又は「アイウエオカブシキカイシャ」の場合、振込人名は「アイウエオ」又は「アイウエオ(カ)」としてください。

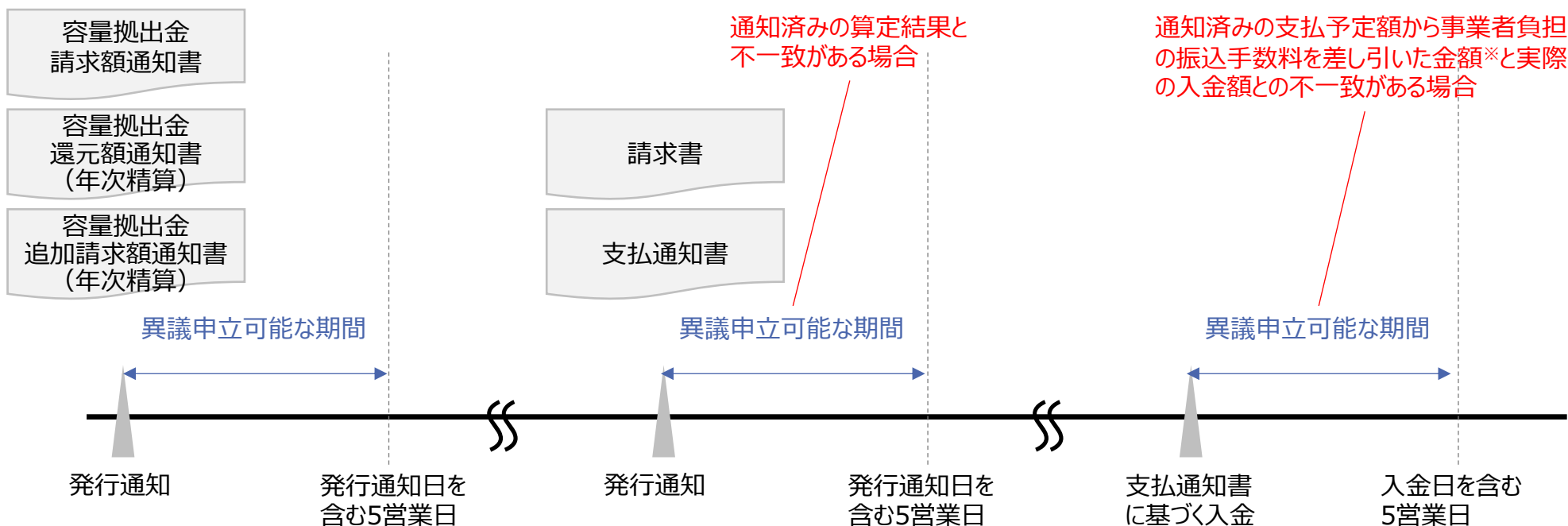
- **本機関への容量拠出金の入金口座情報は以下となります。 ※請求書にも記載されます**
三菱UFJ銀行(0005) 本店(001) 普通口座 2513226 デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカン

- **本機関の適格請求書発行事業者登録番号：T6010005023758 ※請求書にも記載されます**

- 容量拠出金の支払に応じない場合、本機関の定款又は業務規程に基づき、本機関による当該会員の名称の公表及び経済産業大臣への報告や、当該会員に対する指導又は勧告若しくは制裁が行われることとなります。それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることとなります。

4. 容量拠出金に関する各事業者における業務 (参考) 異議申立手続

- 本機関から発行された容量拠出金請求額通知書、容量拠出金還元額通知書（年次精算）、容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）、又は請求書、支払通知書に対して、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。
- また、支払通知書が発行された場合については、本機関から振込された入金額※に対して、入金日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。



※：本機関からの入金額については、支払通知書に記載の支払金額から振込手数料分が差し引かれた金額となります。

4. 容量抛出金に関する各事業者における業務 (参考) 異議申立フォーマット

- 異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載の上、所定の宛先に送信してください。詳細は業務マニュアルをご参照ください。
- 異議申立については、下記フォーマットによる方法のみ受け付けます。

メールの宛先、記載フォーマット

項目	容量抛出金請求額通知書	容量抛出金の請求書・支払通知書	容量抛出金の振込金額
件名	【XXXX（事業者コード）※】容量抛出金請求額通知書に対する異議申立	【XXXX（事業者コード）※】容量抛出金の請求書（又は支払通知書）に対する異議申立	【XXXX（事業者コード）※】容量抛出金の振込金額に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp	youryou_jushin@occto.or.jp	youryou_jushin@occto.or.jp
本文 記載事項	・容量抛出金請求額通知書番号 ・実需給年度 ・対象月 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・容量抛出金算定対象エリア ・異議申立の内容	・請求書番号（又は支払通知書番号） ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・実需給年度 ・対象月 ・異議申立の内容	・支払通知書番号 ・事業者名 ・事業者コード ・実需給年度 ・対象月 ・異議申立の内容

項目	容量抛出金還元額通知書（年次精算）	容量抛出金追加請求額通知書（年次精算）
件名	【XXXX（事業者コード）※】容量抛出金還元額通知書（年次精算）に対する異議申立	【XXXX（事業者コード）※】容量抛出金追加請求額通知書（年次精算）に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp	youryou_jushin@occto.or.jp
本文 記載事項	・容量抛出金還元額通知書（年次精算）番号 ・実需給年度 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・容量抛出金算定対象エリア ・異議申立の内容	・容量抛出金追加請求額通知書（年次精算）番号 ・実需給年度 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・容量抛出金算定対象エリア ・異議申立の内容

※：件名に自身の事業者コード 4 桁を入力してください。

5. 容量抛出金の計算方法 請求額の算定方法

38

- 各事業者への容量抛出金の請求額は、以下①～④の手順で算定します。

- ①エリア別容量抛出兵総額の算定
- ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ③小売電気事業者の負担総額の算定
- ④各小売電気事業者の請求額の算定

手順	① エリア別容量抛出兵 総額の算定	② 一般送配電事業者・ 配電事業者の 負担総額と請求額の算定	③ 小売電気事業者の 負担総額の算定	④ 各小売電気事業者の 請求額の算定
概要説明	メインオークション約定結果としての容量抛出兵総額、調達オークション約定結果としての容量抛出兵総額、及び長期脱炭素電源オークションにおいて、当該年度に制度適用が開始している電源等の契約単価、契約容量から算定した容量抛出兵総額をそれぞれ各エリアに配分することで算定する	メインオークション・調達オークションそれぞれのエリアプライス及びH3需要から計算した値に一定割合※1を乗じることで負担総額を算定し、長期脱炭素電源オークションについては、エリア別容量抛出兵総額に送配電負担割合※2を乗じることで算定する その後各事業者の配分比率に応じて請求額を算定する	当該エリアの容量抛出兵総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置による控除額を減算※3することで算定する	小売電気事業者の負担総額に各事業者の配分比率に応じて請求額を算定する

※1：対象実需給年度別に定めた割合。2027年度は8%。

※2：長期脱炭素電源オークション分の送配電負担の割合は、「メインオークションの一般送配電事業者・配電事業者負担総額÷メインオークションのエリア負担総額（経過措置を考慮する前）」にて算定します。

※3：長期脱炭素電源オークション分の小売電気事業者負担総額の算定においては、経過措置による控除額の減算はありません。

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金総額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

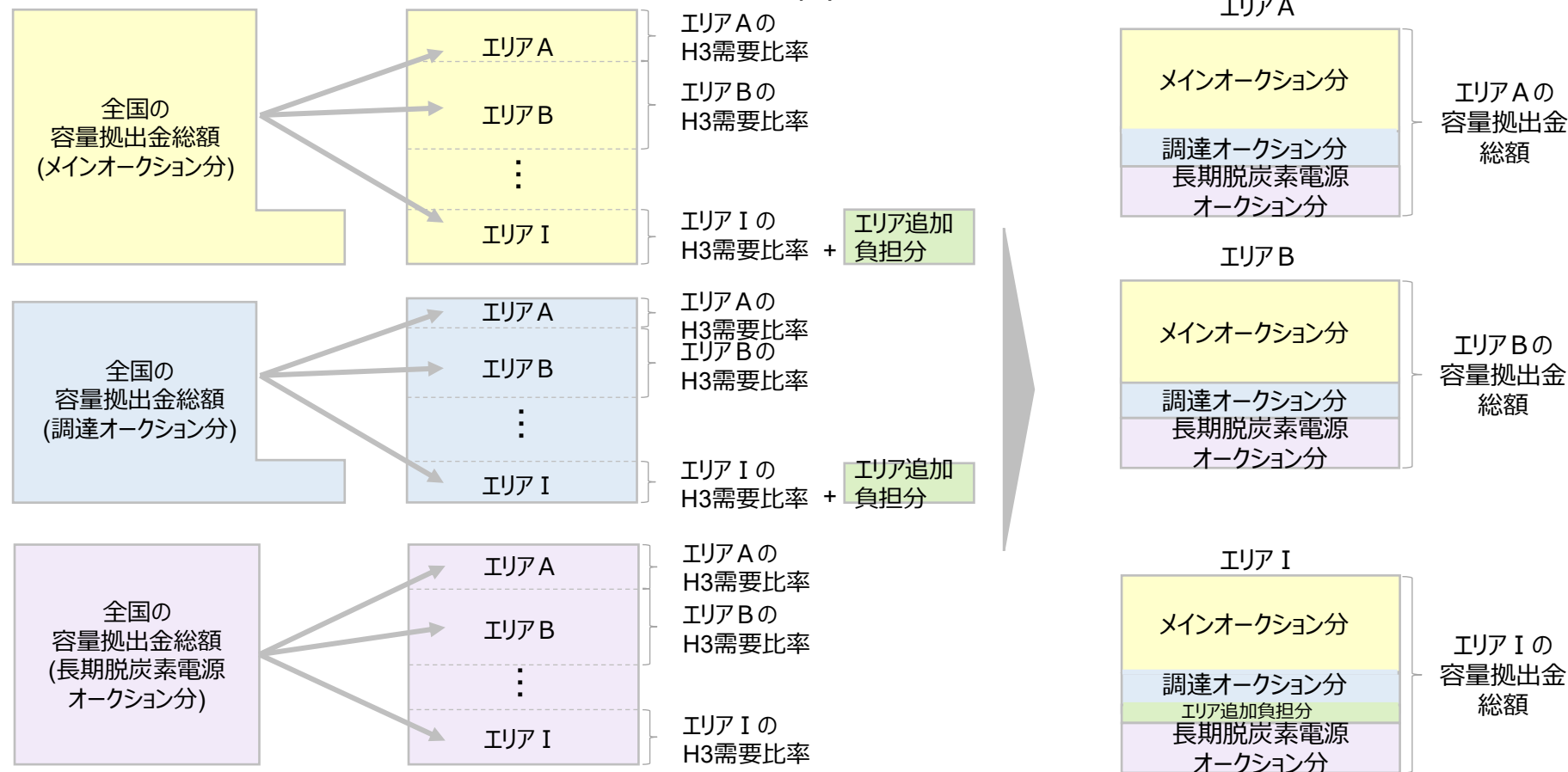
③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

39

- エリア別容量拠出金総額は、メインオークション約定結果としての容量拠出金総額、調達オークション約定結果としての容量拠出金総額、及び長期脱炭素電源オークションにおいて、当該年度に制度適用が開始している電源等の契約単価、契約容量から算定した容量拠出金総額をエリア別のH3需要※の比率に応じて、各エリアに配分することで算定します。

イメージ図



5. 容量引出金の計算方法

①エリア別容量引出金総額の算定 計算例

①エリア別容量引出金
総額の算定

②一般送電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

40

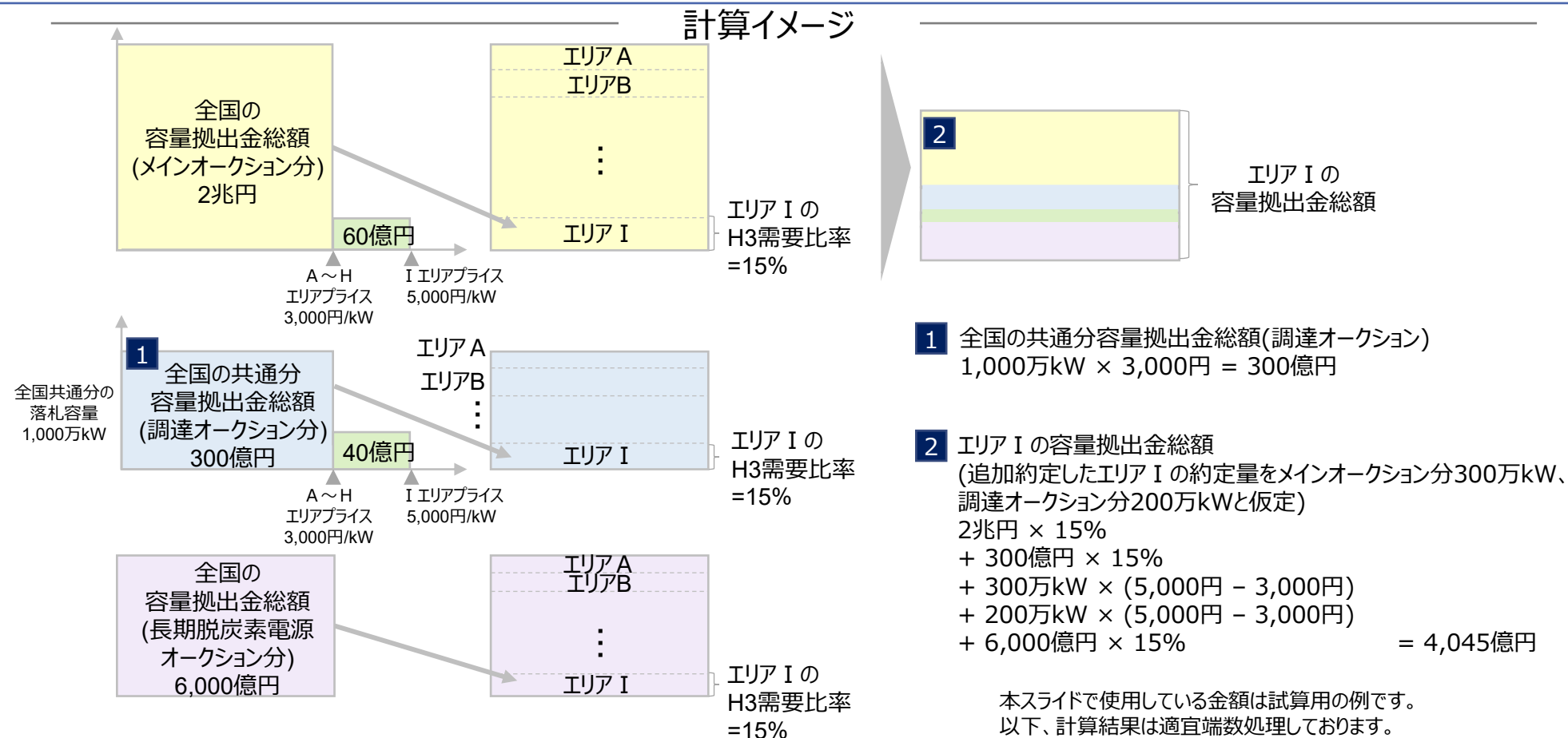
■ エリア別容量引出金総額

$$= \text{全国の容量引出金総額(メインオークション分)} \times \text{メインオークションH3需要比率} + \text{エリア追加負担分} \times 2 \\ + \text{全国の容量引出金総額(調達オークション分)} \times \text{調達オークションH3需要比率} + \text{エリア追加負担分} \times 2 \\ + \text{全国の容量引出金総額(長期脱炭素電源オークション分)} \times \text{メインオークションH3需要比率}$$

※1：全国の容量引出金総額(メインオークション、調達オークション分) = 全国の約定量 × 最安エリアプライス

※2：エリア追加負担分 = 追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安エリアプライス)

※3：全国の容量引出金総額(長期脱炭素電源オークション分)は、当該年度に制度適用開始している電源について、 $\Sigma(\text{契約容量} \times \text{契約単価})$



5. 容量拠出金の計算方法

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

41

- メインオークション・調達オークションにおける一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、メインオークションのエリアプライスとH3需要を掛け合わせた値に、調達オークションのエリアプライスに調達オークションH3需要からメインオークションのH3需要を引いた値を掛け合わせた値を足した値※¹に一定割合※²を乗じて算定します※³。
- 長期脱炭素電源オークションにおける一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、エリアの容量拠出金総額に「メインオークションの一般送配電事業者・配電事業者負担総額÷メインオークションのエリア負担総額（経過措置を考慮する前）」を乗じて算定します。
- 請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

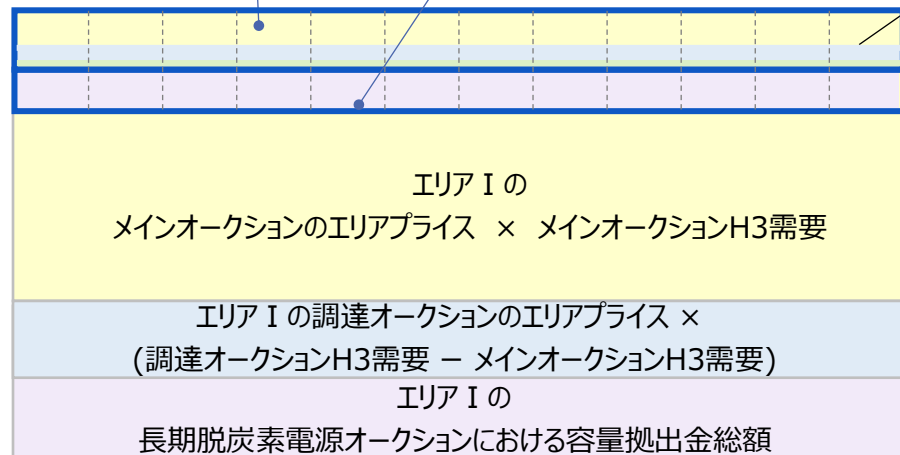
イメージ図

エリア I に一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合

メインオークション、調達オークション
分の一般送配電事業者・配電事
業者の負担総額

長期脱炭素電源オークション分の
一般送配電事業者・配電事業者
の負担総額

$1/12^{※4}$



一般送配電事業者への
容量拠出金の請求額※⁵

配電事業者Xへの
容量拠出金の請求額※⁵

配電事業者Yへの
容量拠出金の請求額※⁵

※¹：調達オークションH3需要の値がメインオークションH3需要の値以上の場合の計算方法です。調達オークションH3需要の値がメインオークションH3需要の値未満の場合は、調達オークションのH3需要 × メインオークションのエリアプライス × 一定割合 となります。

※²：対象実需給年度別に定めた割合。2027年度は8%。

※³：マルチプライス方式が適用されていないエリアの場合。

※⁴：エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

※⁵：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定 配分比率計算方法

42

- 一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金の配分比率については、当該エリアの年間最大需要発生月の各事業者の需要をもとに、以下の式によって計算を行います。

➤ 配分比率 = 各事業者の需要※ ÷ エリアの一般送配電事業者と配電事業者の需要※
(当該エリアの最大需要発生月の需要※)

※：実需給年度の供給計画の第1年度の計画

例) 対象実需給年度2027年度については、2027年度供給計画の第1年度の計画

一般送配電事業者・配電事業者の配分比率計算イメージ

実需給年度の供給計画(第1年度)における想定需要(需要)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エリア計	10	10	11	14	15	14	10	11	13	14	14	12
一般送配電事業者	7	7	8	9	9	9	7	8	9	9	9	8
配電事業者X	1	1	1	1	3	2	1	1	2	2	2	2
配電事業者Y	2	2	2	3	3	2	2	2	2	3	3	2

年間最大需要発生月の需要をもとに配分比率を算定

事業者	配分比率
一般送配電事業者	60%(9/15)
配電事業者X	20%(3/15)
配電事業者Y	20%(3/15)

5. 容量拠出金の計算方法

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定 計算例

43

- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
= {メインオークションのエリアプライス × メインオークションH3需要 + 調達オークションのエリアプライス × (調達オークションH3需要 - メインオークションH3需要)} × 一定割合※2
+ (長期脱炭素電源オークション分のエリアの容量拠出金総額) × 送配電負担割合※3
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額※4 = (エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 ÷ 12)※5 × 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率※6

計算イメージ

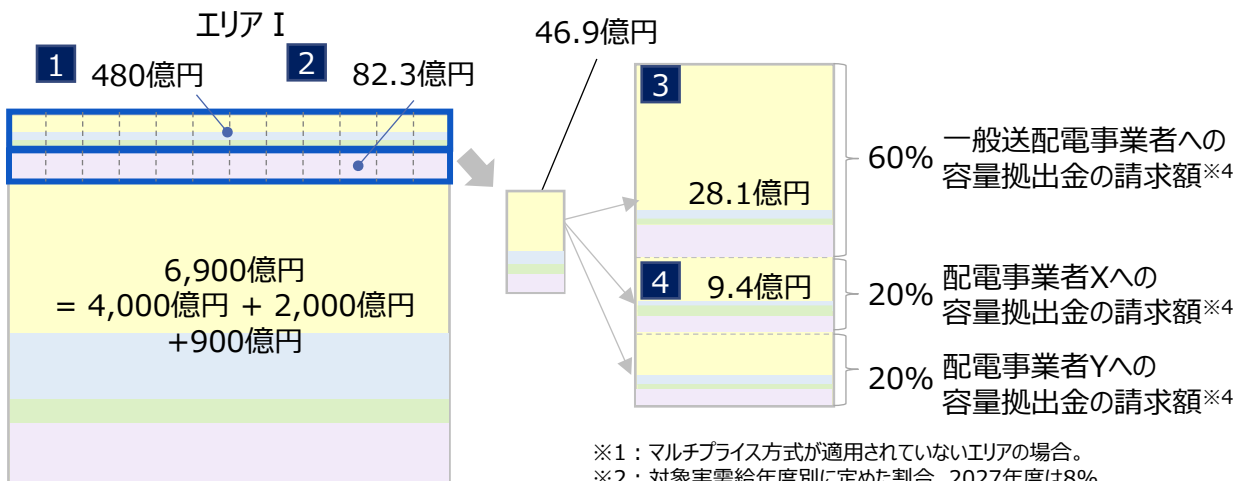
例)以下を仮定。

メインオークションのエリアプライス × メインオークションH3需要※7 : 4,000億円

調達オークションのエリアプライス × (調達オークションH3需要 - メインオークションH3需要)※7 : 2,000億円

長期脱炭素電源オークションの容量拠出金総額 × メインオークションH3需要比率 : 900億円

メインオークション落札時点のエリアの負担総額 (経過措置を考慮する前) : 3,500億円



- 1 エリア I の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 (メインオークション及び調達オークション分)
(4,000億円 + 2,000億円) × 8% = 480億円
- 2 エリア I の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 (長期脱炭素電源オークション分)
900億円 × (4,000 × 8%) / 3500 = 82.3億円
- 3 エリア I の一般送配電事業者へのある月の請求額
{(480億円 + 82.3億円) ÷ 12} × 60% = 28.1億円
- 4 エリア I の配電事業者X社へのある月の請求額
{(480億円 + 82.3億円) ÷ 12} × 20% = 9.4億円

※1 : マルチプライス方式が適用されていないエリアの場合。

※2 : 対象実需給年度別に定めた割合。2027年度は8%。

※3 : メインオークションのエリアの送配電負担総額 ÷ メインオークションのエリアの負担総額 (経過措置を考慮する前)。

※4 : 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。なお、四捨五入による端数が生じた場合は一般送配電事業者への請求額に加算します。また、四捨五入により毎月の請求額合計と年度の負担総額に差額が生じた場合には3月度の請求額に加算します。

※5 : エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を12等分 (12か月) で割った部分は小数点以下を切り捨てます。

※6 : 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率 = 各事業者のH3需要 ÷ エリア全体の一般送配電事業者と配電事業者のH3需要

※7 : 「全国の容量拠出金の総額 × 当該エリアのH3需要比率」とは別の数字です。

5. 容量拋出金の計算方法

③小売電気事業者の負担総額の算定

①エリア別容量拋出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

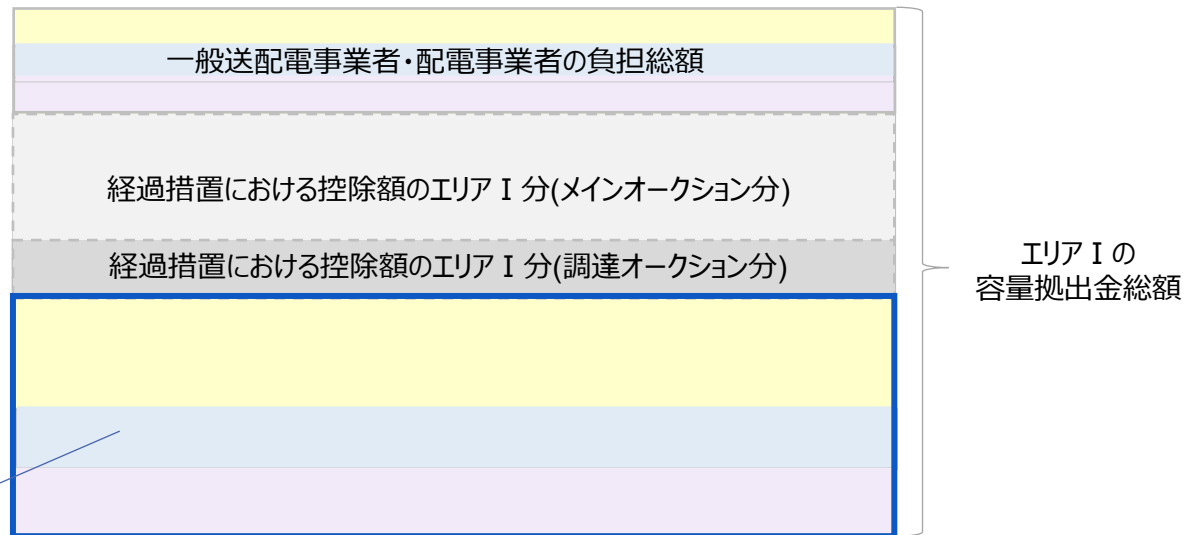
③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

44

- 小売電気事業者の負担総額は、当該エリアの容量拋出金総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置による控除額を減算することで算定します。

イメージ図



エリア I の小売電気事業者の負担総額

5. 容量抛出金の計算方法

③小売電気事業者の負担総額の算定 計算例

①エリア別容量抛出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

45

■ エリア別の小売電気事業者の負担総額

$$= \text{エリア別の容量抛出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額} - \text{エリア別の経過措置における控除額※1、4}$$

※1：エリア別の経過措置における控除額

$$= \begin{aligned} & \Sigma(\text{経過措置における控除額(共通部分)}) \times \text{メインオークション H3需要比率} \\ & + \Sigma(\text{経過措置における控除額(共通部分)}) \times \text{調達オークション H3需要比率} \\ & + \Sigma(\text{経過措置における控除額(追加分)}) \end{aligned}$$

(メインオークション・調達オークション分) ※2)

(メインオークション・調達オークション分) ※3)

※2：経過措置における控除額(共通部分)(調達オークション分)

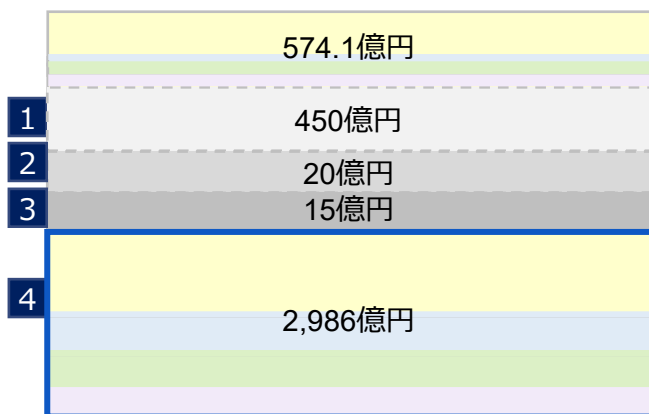
$$= \Sigma(\text{経過措置対象電源等の約定量} \times \text{最安エリアプライス} \times \text{控除率})$$

※3：経過措置における控除額(追加分)(メインオークション・調達オークション分)

$$= \Sigma(\text{追加約定分の経過措置対象電源等の約定量} \times \text{当該エリアプライスと最安エリアプライスの差分} \times \text{控除率})$$

※4：長期脱炭素電源オークション分の小売電気事業者の負担総額算定においては、経過措置における控除額は0とする

計算イメージ



- 経過措置における控除額のエリア I 分(共通部分)(メインオークション分)
($\Sigma(\text{経過措置における控除額(メインオークション分)}) = 3,000 \text{ 億円と仮定}$)
 $3,000 \text{ 億円} \times 15\% = 450 \text{ 億円}$
- 経過措置における控除額のエリア I 分(共通部分)(調達オークション分)
($\Sigma(\text{経過措置対象電源等の約定量(調達オークション分)}) = 5,000 \text{ 万kWと仮定}$)
 $5,000 \text{ 万kW} \times 2,000 \text{ 円/kW} \times 20\% \times 10\% = 20 \text{ 億円}$
- 経過措置における控除額(追加分)(メインオークション・調達オークション分)
($\Sigma(\text{追加約定分の経過措置対象電源等の約定量}) = 500 \text{ 万kWと仮定}$)
 $500 \text{ 万kW} \times (3,500 \text{ 円/kW} - 2,000 \text{ 円/kW}) \times 20\% = 15 \text{ 億円}$
- エリア I の小売電気事業者の負担総額
 $4,045 \text{ 億円} - 574.1 \text{ 億円} - (450 \text{ 億円} + 20 \text{ 億円} + 15 \text{ 億円}) = 2,986 \text{ 億円}$

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

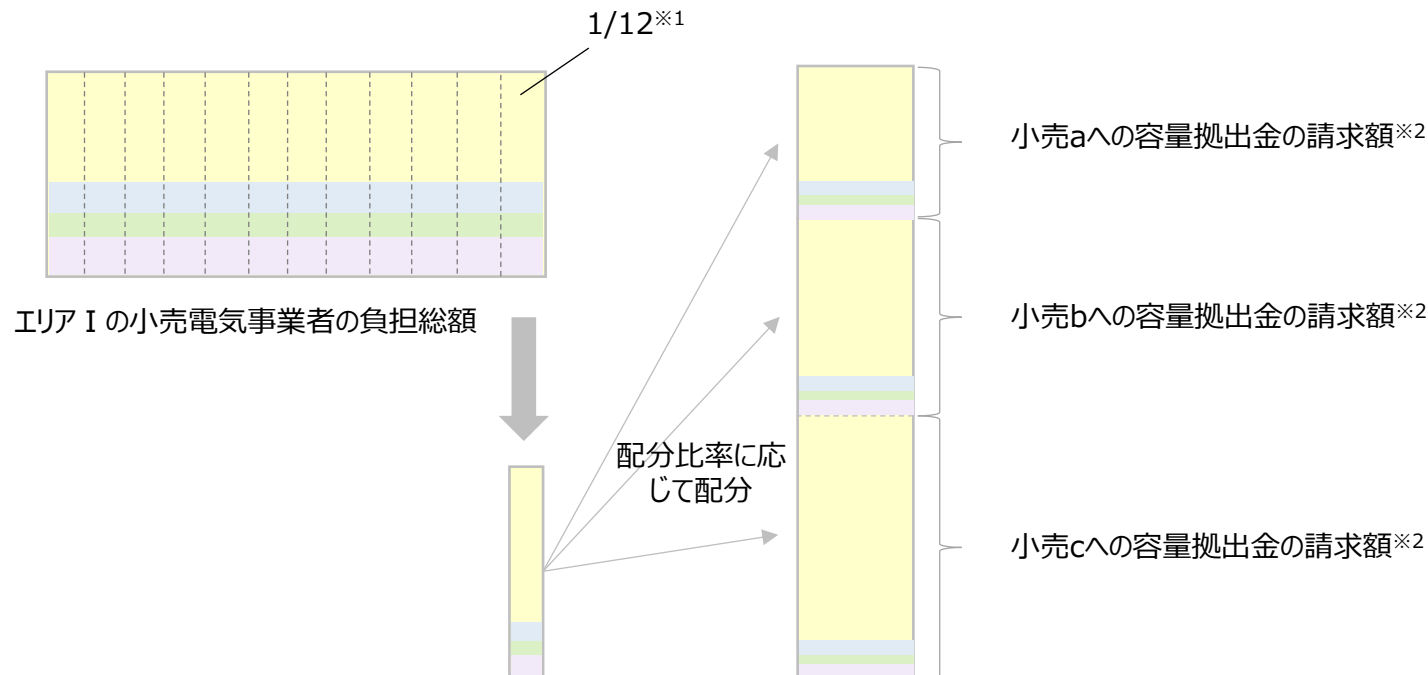
④各小売電気事業者
の請求額の算定

46

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア別の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分※¹し、各小売電気事業者の配分比率に応じて毎月の請求額※²を算定します。

イメージ図

エリア I に小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定 計算例

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

47

■ 各小売電気事業者への毎月の請求額

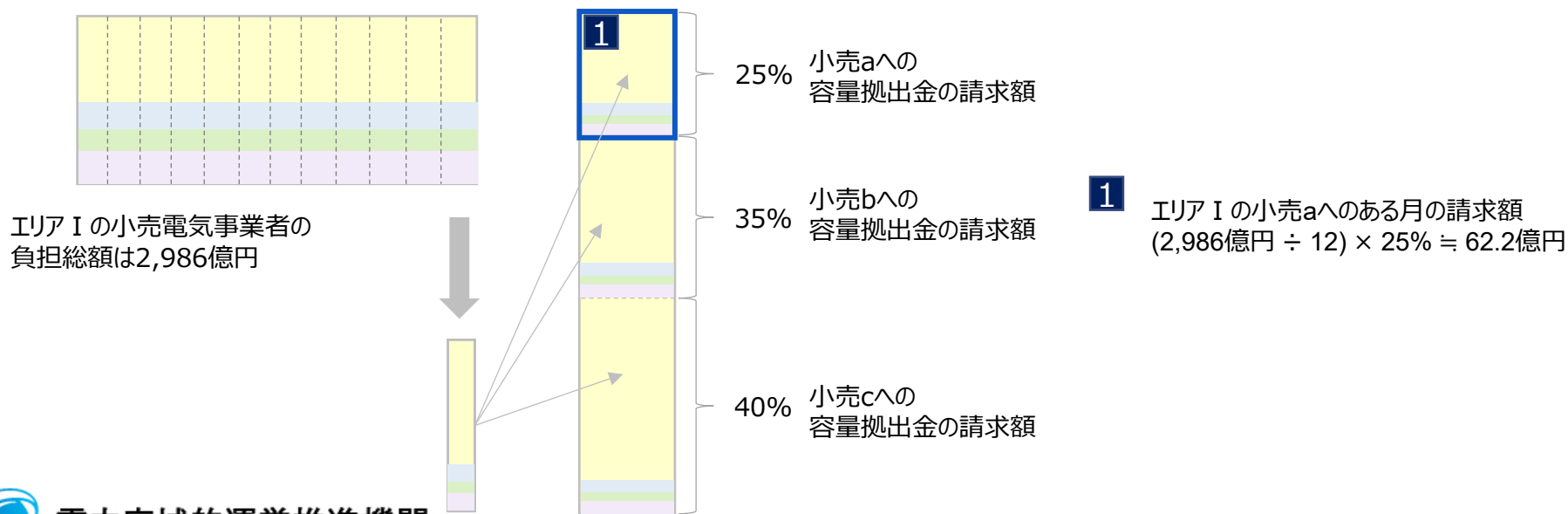
$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{シェア変動考慮後の配分比率} \times 2$$

$$\begin{aligned} \text{※2：シェア変動考慮後の配分比率} &= \frac{\text{前年度の夏季/冬季ピーク※3時電力kW実績の合計 (当該小売電気事業者)}}{\text{当該エリアでの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkWの合計}} \times \frac{\text{当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績}}{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピーク※の託送契約電力kW実績の合計}} \end{aligned}$$

※1：12か月で割った部分については小数点以下の値を切り捨てます。

※3：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

計算イメージ



5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定 全体像

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

48

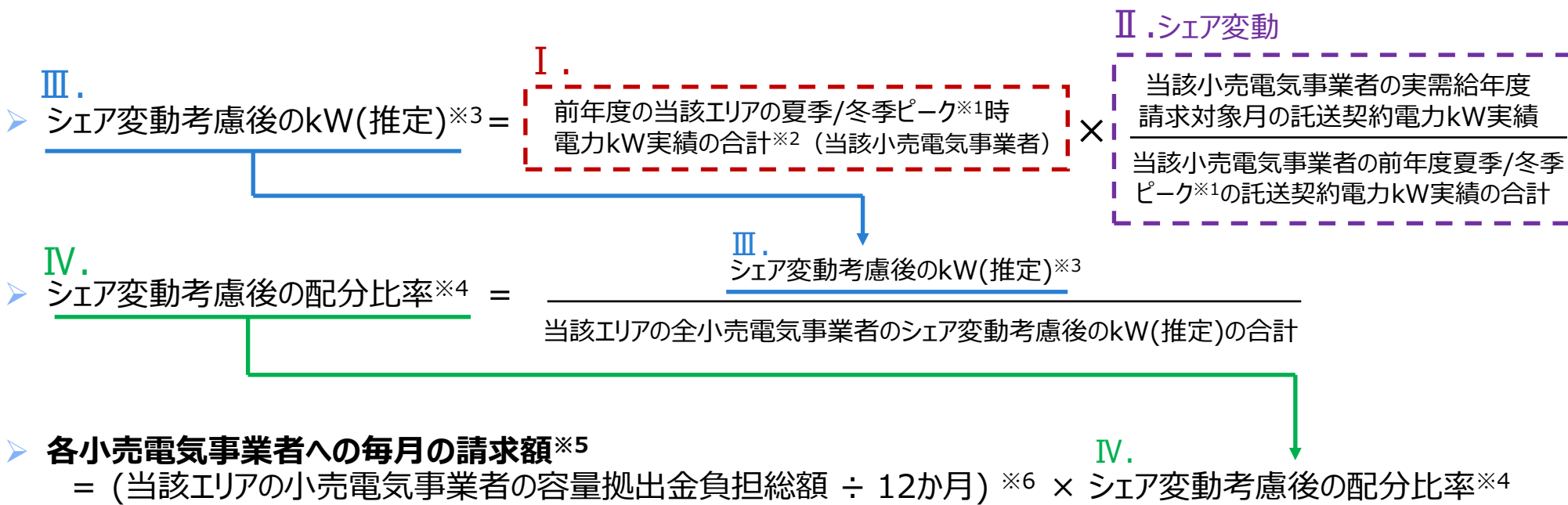
- 当該小売電気事業者に対する各月の容量拠出金の請求額は、主に以下の要素により算定されます。

I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク※1時電力kW実績の合計※2 … (P.49参照)

II. シェア変動 … (P.50参照)

III. シェア変動考慮後のkW(推定)※3 … (P.51参照)

IV. シェア変動考慮後の配分比率※4 … (P.52参照)



※1：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

※2：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

※3：シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

※4：シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

※5：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※6：12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

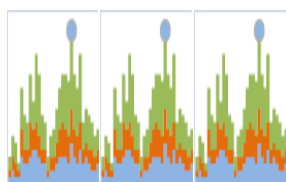
④各小売電気事業者
の請求額の算定

④各小売電気事業者への請求額の算定 I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計 49

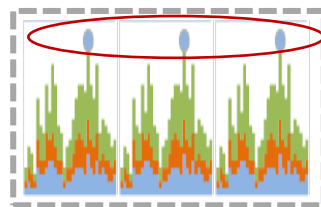
- 「ピーク時電力kW」とは、夏季ピーク（7～9月）/冬季ピーク（12～2月）の各月における、当該エリアの最大需要発生時（1時間）の電力使用量（kWh）を指します。※1
- **実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の合計※2**は、実需給年度1～6回目（4月～9月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となり、**実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績の合計※2**は、実需給年度7～12回目（10月～3月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となります。

2026年度(実需給前年度)におけるエリアAの需要実績

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

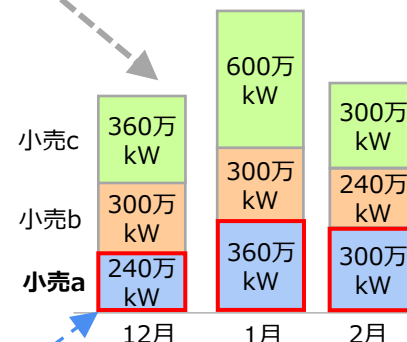


夏季ピーク



冬季ピーク

当該エリアのピーク時における、各小売電気事業者の電力使用量（1時間）を参照します。



エリア合計 3000万kW

エリアAにおける各小売電気事業者の冬季ピーク時電力kW実績の合計※2

I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計※2（当該小売電気事業者）

※2:ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

※1 例) 冬季ピークの12月を対象として、エリアAにおいて2026年12月14日9:00～10:00（1時間）にエリア最大需要が発生した場合、この時間帯が最大需要発生時＝ピーク時となります。

■ 小売aのピーク時電力：240万kW（※240万kWh/1時間）
 内訳 9:00～9:30 の小売aのkWh：125万kWh
 9:30～10:00の小売aのkWh：115万kWh } 125万kWh+115万kWh=240万kWh/1時間

例：2027年11月を容量拠出金算定対象月とした例

2026年度(実需給前年度)における小売事業者aの託送契約電力kW実績											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の冬季ピークの託送契約電力kW											
			360万 kW	370万 kW	386万 kW				360万 kW	370万 kW	386万 kW
						前年度の冬季ピークの 託送契約電力kW実績の合計：1116万kW					
夏季ピーク						冬季ピーク					

シエア変動 : 0.278 ◀
(=310万kW/1116万kW)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
372万kW	310万kW	341万kW	372万kW	310万kW	341万kW	372万kW	310万kW	341万kW	372万kW	310万kW	341万kW

実需給年度の請求対象11月の託送契約電力kW：310万kW

実需給年度の請求対象11月の
託送契約電力kW：310万kW

Ⅱ. シェア変動

当該小売電気事業者の実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績

当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計

実需給年度の容量拠出金の請求対象月に係る、
実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電
力kWの合計の参照先は以下となります。

- 実需給年度の請求対象4月～9月分
… 実需給前年度夏季ピーク（7～9月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照
- 実需給年度の請求対象10月～3月分
… 実需給前年度冬季ピーク（12～2月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照

5. 容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定 III.シェア変動考慮後のkW(推定)

51

■ 前述のⅠ・Ⅱを用いて、**シェア変動考慮後のkW(推定)**を算定します。

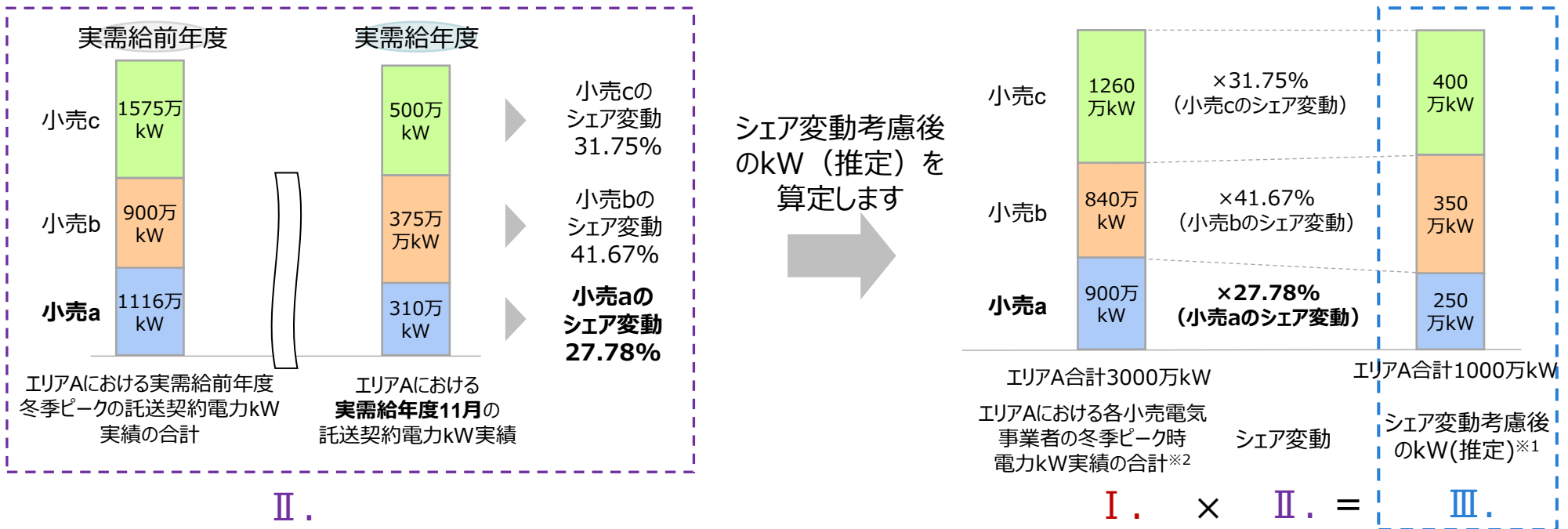
III. **シェア変動考慮後のkW(推定)^{※1}** =

I. **前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計^{※2} (当該小売電気事業者)** ×

II. **シェア変動**

当該小売電気事業者の実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績
÷
当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後kW(推定)の算定



※1: シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。
※2: ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

本スライドで使用している金額は試算用の例です。

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

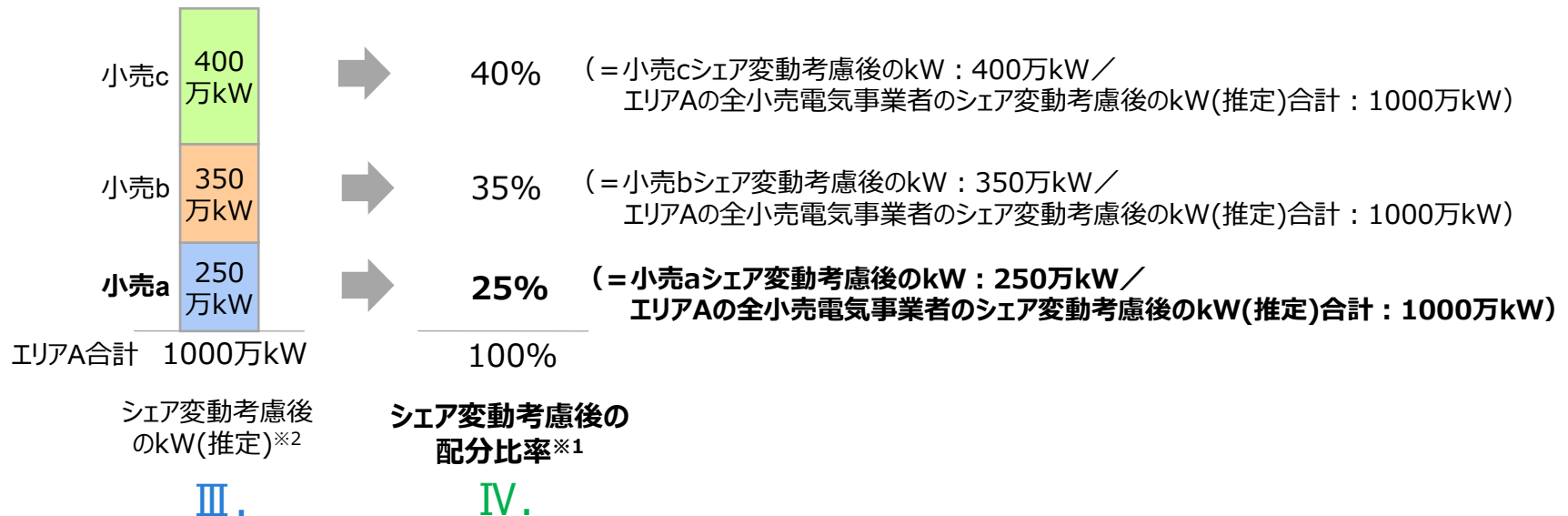
④各小売電気事業者への請求額の算定 IV. シェア変動考慮後の配分比率

52

■ 前述のⅢを用いて、**シェア変動考慮後の配分比率**を算定します。

$$\text{Ⅳ. シェア変動考慮後の配分比率※1} = \frac{\text{Ⅲ. シェア変動考慮後のkW(推定)※2}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW(推定)合計}}$$

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後の配分比率



※1 : シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します (小数点以下17位を四捨五入)。

※2 : シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

本スライドで使用している金額は試算用の例です。

5. 容量拠出金の計算方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

④各小売電気事業者への請求額の算定 各小売電気事業者への毎月の請求額

53

- 前述のⅣを用いて、各小売電気事業者の容量拠出金請求額を算定します。

各小売電気事業者への毎月の請求額※1

Ⅳ.

= (エリア別の小売電気事業者の負担総額 ÷ 12) ※2 × シェア変動考慮後の配分比率

例) 実需給年度11月のエリアAの小売電気事業者a (以下、小売a) の容量拠出金請求額

Ⅳ.

エリアAの小売aの
2027年11月算定対象の
容量拠出金請求額※1
≒ **50.8億円**

=

エリアAの小売電気事業者の容量
拠出金負担総額÷12か月※2
203.3億円
(2440億円÷12)

×

エリアAにおける小売aの
シェア変動考慮後の配分比率※3
25%

※1：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※2：12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

※3：シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

5. 容量拠出金の計算方法

(参考) 夏季/冬季ピーク時電力kW実績の取得方法

54

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

■ 下記算式内の夏季/冬季ピーク時電力kW実績は、各一般送配電事業者から本機関に提出される同時同量監視情報から算定されます。

$$\text{シエア変動考慮後のkW(推定)}^{※1,2} = \text{実需給前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計}^{※2} \times \frac{\text{当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績}}{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計}^{※3}}$$

一般送配電事業者

同時同量監視
情報の提出

広域機関

(広域機関システム)

事業者コード (+エリアコード)	同時同量監視情報の 接続対象電力量
300XA	100
300XA	500
400XA	200
411XA	自己託送用の事業者コード
422XA	は抽出に含めない

広域機関システム

事業者コード (+エリアコード)	事業者名
300XA	A電力
400XA	Bパワー
500XB	Cエナジー
600XB	Dエネルギー

事業者名	同時同量監視情報の 接続対象電力量
A電力	600(=100+500)
Bパワー	200

これらの同時同量
監視情報を基に
夏季/冬季ピーク時
電力kW実績が算定
されます

事業者名	同時同量監視情報の 接続対象電力量
Cエナジー	150
Dエネルギー	0

エリア
A

エリア
B

※1：シエア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

※2：託送契約電力kW実績とピーク時電力kW実績の個数が一致しない場合は、年間ピーク時のkW実績を当該データ数で除し、年間ピークの託送契約電力kW実績のデータ数を乗じて算定します。ピーク時電力kW実績が対象月の託送契約電力kW実績を上回る場合は、対象月のピーク時kW実績を対象月の託送契約電力kW実績に置き換えて算定します。

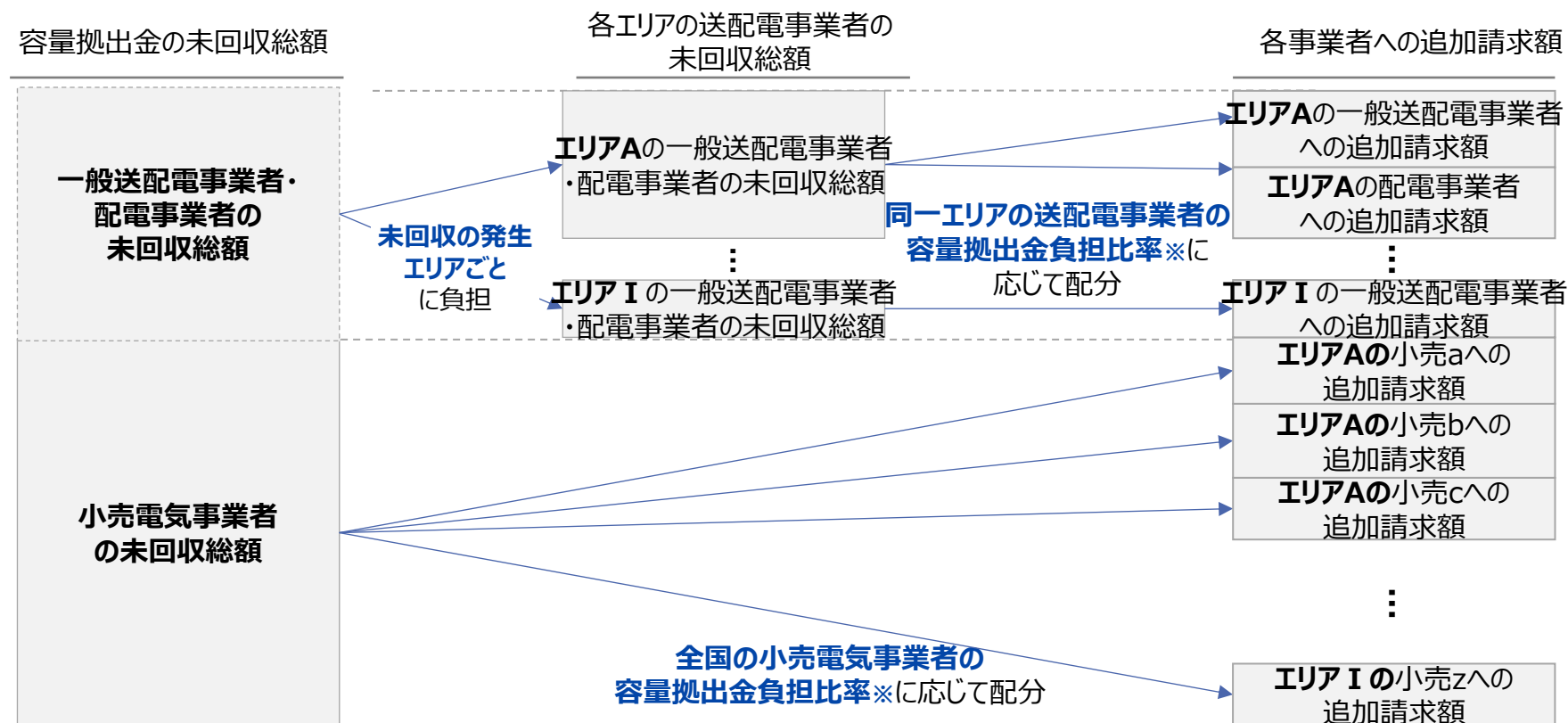
※3：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

5. 容量抛し出金の計算方法 未回収分の追加請求の配分方法

55

- 一般送配電事業者・配電事業者への追加請求額は、未回収が発生した同エリアの一般送配電事業者と配電事業者へ、当該実需給年度の容量抛し出金負担比率をもとにして算定を行います。
- 各小売電気事業者への追加請求額は、全国の未回収総額に当該実需給年度の容量抛し出金負担比率を乗じることによって算定を行います。

小売電気事業者等に対する未回収の追加請求額の配分イメージ

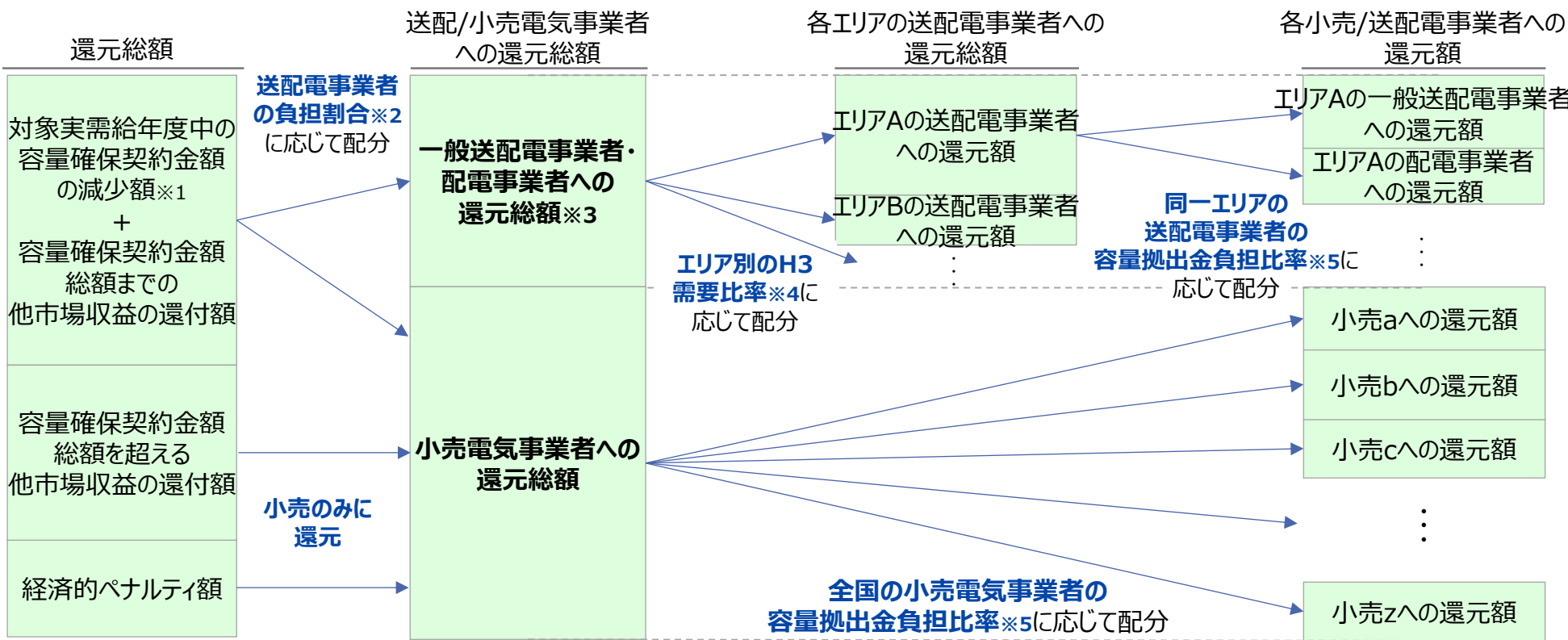


※ 容量抛し出金の未払が発生した事業者分の容量抛し出金は除く

5. 容量拠出金の計算方法
還元総額の配分方法

- 一般送配電事業者・配電事業者への還元額は、一般送配電事業者・配電事業者への還元総額にエリア別のH3需要比率を乗じた上で、同一エリアの送配電事業者の容量拠出金負担比率をもとに算定します。
- 各小売電気事業者に対する還元額は、小売電気事業者への還元総額に当該実需給年度の容量拠出金負担比率を乗じることで算定を行います。

小売電気事業者等に対する還元額の配分イメージ



※1 系統接続費（円/kW/年）と価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度（円/kW/年）にかかる応札時の見積額と実績額との差額の減額が、交付年間総額（対象実需給年度4月）の算定に間に合わなかった場合における減額分も含む

※2 対象実需給年度に支払われた容量拠出金全体の実績に対する送配電事業者の支払実績（案）

※3 送配電事業者の還元は未回収の追加請求に合わせてエリアへ配分後に各社へ配分する

※4 メインオークション落札時点のH3需要比率

※5 メインオークション分、追加オークション分及び長期脱炭素電源オークション分を合算して請求される容量拠出金のうち、未払が発生した事業者分の容量拠出金は除く

5. 容量抛出金の計算方法 (参考)年次精算（一般送配電事業者・配電事業者）

57

- 一般送配電事業者・配電事業者が対象となる年次精算は、容量抛出金の未回収分が発生した場合の追加請求と、長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の還付額のうち、容量確保契約金額総額までの還付額や、対象実需給年度中に発生する容量確保契約金額の減少額の還元※1となります。
- 一般送配電事業者・配電事業者への追加請求額・還元額に関する計算式は以下のとおりです。なお、還元額から追加請求額を差し引いた金額が正となる場合は還元を、負となる場合は追加請求を実施します。

$$\begin{aligned}\text{追加請求額} &= \frac{\text{当該エリアの送配電事業者の未回収総額}}{\text{当該年度における当該エリアの送配電事業者の容量抛出国際支払額}^{*2}} \times \text{当該年度の容量抛出国際支払額} \\ \text{還元額} &= \frac{\text{送配電事業者への還元総額}}{\text{当該年度における当該エリアの送配電事業者の容量抛出国際支払額}^{*2}} \times \text{当該年度の容量抛出国際支払額} \times \text{エリア別のH3需要比率}\end{aligned}$$

計算イメージ

前提条件

- エリアAに一般送配電事業者、配電事業者α・βが存在
- 各事業者の容量抛出金の支払い額は以下のとおり
 - 一般送配電事業者 : 160億円
 - 配電事業者α : 40億円
 - 配電事業者β : 10億円
- 期中に配電事業者βが倒産し、4億円の未回収が発生
- 送配電事業者への還元総額が50億円
- エリアAのH3需要比率が20%

追加請求額

一般送配電事業者への追加請求額 :

$$4\text{億円} \times \frac{160\text{億円}}{(160\text{億円} + 40\text{億円})} = 3.2\text{億円}$$

還元額

一般送配電事業者への還元額 :

$$50\text{億円} \times 20\% \times \frac{160\text{億円}}{(160\text{億円} + 40\text{億円})} = 8\text{億円}$$

最終的な請求・還元額の算定

$$\begin{aligned}\text{還元額} - \text{追加請求額} \\ &= 8\text{億円} - 3.2\text{億円} \\ &= 4.8\text{億円}\end{aligned}$$

→金額が正となるため、4.8億円を還元

※1 : メインオークション、調達オークション分は還元の対象外です。

※2 : 容量抛出金の滞納が発生した事業者は対象から除きます。

本スライドで使用している金額は試算用の例です。

5. 容量拋出金の計算方法 (参考)年次精算 (小売電気事業者)

58

- 小売電気事業者が対象となる年次精算は、倒産などに起因する小売電気事業者分の容量拋出金の未回収分が発生した場合の追加請求と、実需給期間前・実需給期間中に容量提供事業者から回収した経済的ペナルティや他市場収益の還付等の還元※となります。
- 小売電気事業者への追加請求額・還元額に関する計算式は以下のとおりです。なお、還元額から追加請求額を差し引いた金額が正となる場合は還元を、負となる場合は追加請求を実施します。

$$\begin{aligned} \text{追加請求額} &= \frac{\text{小売電気事業者の未回収総額}}{\text{当該年度における全国の小売電気事業者の容量拋出金実際支払額※}} \times \text{当該年度の容量拋出金実際支払額} \\ \text{還元額} &= \frac{\text{小売電気事業者への還元総額}}{\text{当該年度における全国の小売電気事業者の容量拋出金実際支払額※}} \times \text{当該年度の容量拋出金実際支払額} \end{aligned}$$

計算イメージ

前提条件

- エリアAに小売電気事業者①, ②が、エリアBに小売電気事業者③, ④が存在
- 各小売電気事業者の実際支払額は以下
 - 小売電気事業者①：600億円
 - 小売電気事業者②：200億円
 - 小売電気事業者③：200億円
 - 小売電気事業者④：300億円
- 期中に小売電気事業者④社が倒産し、100億円の未回収分が発生
- 容量提供事業者から200億円の経済的ペナルティを回収
- 他市場収益の還付額による小売電気事業者への還元分：50億円

追加請求額

小売電気事業者①への追加請求額：

$$100\text{億円} \times \frac{600\text{億円}}{(600\text{億円} + 200\text{億円} + 200\text{億円})} = 60\text{億円}$$

還元額

小売電気事業者①への還元額：

$$(200\text{億円} + 50\text{億円}) \times \frac{600\text{億円}}{(600\text{億円} + 200\text{億円} + 200\text{億円})} = 150\text{億円}$$

最終的な請求・還元額の算定

$$\begin{aligned} \text{還元額} - \text{追加請求額} \\ &= 150\text{億円} - 60\text{億円} \\ &= 90\text{億円} \end{aligned}$$

→金額が正となるため、90億円を還元

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の算定式

59

- 実需給2027年度に係る容量拠出金について、2026年12月頃に各小売電気事業者へ発行予定の仮請求額通知書（年間総額）の計算式は以下となります。

$$\begin{aligned}
 \text{仮請求額（年間総額）} &= \sum \left(\frac{\text{エリア別各月の小売電気事業者の負担総額}}{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}} \times \frac{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}} \right) \\
 &= \text{エリア別4月の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}} + \text{エリア別5月の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}} + \dots + \text{エリア別3月の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}
 \end{aligned}$$

※小数点以下第17位で四捨五入

- 当該仮請求通知書（年間総額）は、2026年12月時点で入手可能な諸元を用いた概算金額をお知らせすることを目的としており、2027年7月以降の実際の請求額では算定方法が異なることにご留意ください。（P. 64参照）

5. 容量抛出金の計算方法

(参考)実需給期間中に新規参入した配電事業者の配分比率算定

60

- 年間最大需要の発生月よりもあとに新規参入があった場合は、配賦の基準となる需要が存在しないため、新規参入月以降の各月の需要から平均シェアを算定した上で配分します。

配電事業者が新規参入する場合の算定方法(例)

配電事業者bは2027年12月から新規参入した事業者であり、
2027年12月～2028年3月の各月需要から算定した平均シェアが0.2
この場合、エリアの需要は $15 \times 0.2 = 3$

2027年4月

2027年12月

エリアAの 一般送配電事業者・ 配電事業者の 負担総額 ×1/12 エリアAの 年間最大需要 発生月(8月)における 各事業者の 需要合計：15	配電事業者a 需要：2	配電事業者a 需要：2
	一般送配電事業者 需要：13	配電事業者b 需要：3 一般送配電事業者 需要：10

具体的な算定のイメージ

・エリアAの容量抛出金負担額が1,800の場合
⇒エリアAの各月負担額は150

2027年4月～2027年11月

配電事業者a：
月次負担額 20 ($=150 \times 2/15$)

一般送配電事業者
月次負担額 130 ($=150 - 20$)

2027年12月～2028年3月

配電事業者a：
月次負担額 20 ($=150 \times 2/15$)

配電事業者b：
月次負担額 30 ($=150 \times 3/15$)

一般送配電事業者
月次負担額 100 ($=150 - 30 - 20$)

5. 容量拠出金の計算方法

(参考)実需給期間中に新規参入した小売電気事業者の配分比率算定

61

- 小売電気事業者の容量拠出金のシェア配分は、実需給前年度の夏季/冬季のピーク時kWのシェアと、実需給前年度と実需給年度の託送契約電力kW実績の比率を用いて算定が行われます。
- 小売電気事業者が新規参入した場合は、前年度のピーク時のシェアがないため、算定方法として、当該年度の各月託送契約電力kW全体の合計に占める新規参入事業者分合計の比率を維持するようにエリアシェアkWを算定し、その後、新規参入事業者間での当該年度各月の託送契約電力kWの按分によって、個々の事業者のシェアを算定※します。

※新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行う。

$$\text{当該月のシェア変動考慮後kW} = \frac{\text{実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW合計}}{\text{実需給前年度の夏季/冬季ピーク時の託送契約電力kW合計}} \times \text{実需給年度の当該月の託送契約電力kW}$$

実需給期間中に新規参入した

$$\text{小売電気事業者のシェア変動考慮後kW}^{\ast 1} = \frac{\begin{matrix} \text{(当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率}^{\ast 2} \\ \times \text{エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後kWの合計)} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{(1 - 当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率)}^{\ast 2} \\ \times \text{新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力kW実績の合計}^{\ast 2} \end{matrix}} \times \text{新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW実績}$$

※1：小数点以下は四捨五入。

※2：当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率、（1 - 当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率）、新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力kW実績の合計の3点について、システムでの算定上は、既存事業者の当該月の託送契約電力kW合計を用いて計算します。

<計算例>

事業者名	区分	前年度 夏季/冬季ピーク時 電力kW合計	前年度 夏季/冬季ピーク時 託送契約電力kW 合計	当該年度 N月託送契約 電力kW	当該年度 N月シェア変動考慮後 kW(推定)
A	-	2,000	2,500	1,200	960
B	-	1,500	2,000	600	450
C	撤退	1,000	1,500	0	0
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	80	① 63
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	120	② 94
合計		4,500	6,000	2,000	③ 1,567

新規参入者の当該年度N月託送契約電力kWの

エリア比率10.00%を維持するエリアシェアkWを算定

① エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後kWの合計
× 新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW実績
÷ 新規参入以外の託送kW合計

$$= 1,410 \times 80 \div 1,800$$

$$= 62.666\dots$$

$$\approx 63$$

※小数点以下は四捨五入

$$\textcircled{2} 1,410 \times 120 \div 1,800$$

$$= 94$$

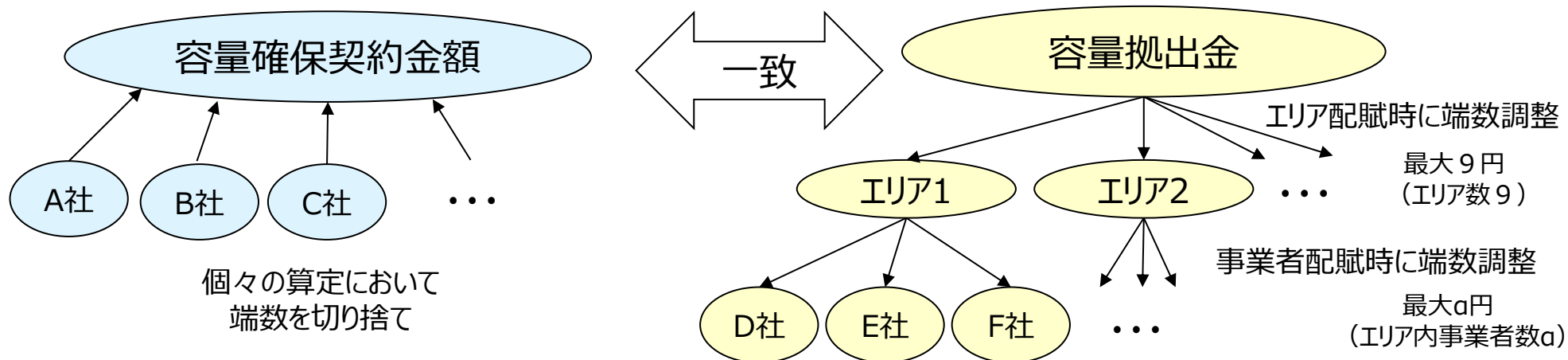
$$\textcircled{3} 960 + 450 + 63 + 94 = 1,567$$

5. 容量拠出金の計算方法 (参考)容量拠出金の端数調整

62

- 容量確保契約金額は、約款に基づき、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- 一方、容量拠出金は、容量確保契約金額の総額と同額とする必要があり、エリア配分や配分比率の算定、月次請求や還元等の算定において端数が生じた場合、端数調整が行われます。
- **容量拠出金の算定過程の整数化**においては、**端数の四捨五入により端数調整**を行います。また、その結果、算定時の総額との**端数調整の必要が生じた場合はエリア配賦時・事業者配賦時に調整**※します。

※プラスとマイナスの両方の調整が行われます。



6. 容量抛出金算定諸元の公表等
容量抛出金算定諸元の公表及び仮請求額の通知

- 実需給2027年度に係る容量抛出金について、事前に概算金額をお知らせすることを目的として、2026年12月に容量抛出金仮請求額通知書（年間総額）の発行を予定しております。
- また、実需給期間の容量抛出金の算定諸元は、公表又は個別にお知らせすることを予定しております。

<対象実需給年度2027年度における帳票の発行スケジュール（P.19の再掲）>

実施時期	帳票	2026年度	2027年度 (実需給年度)	2028年度
実需給前	容量抛出金仮請求額通知書 (年間総額)	2026年12月頃発行 ▲		
月次 (実需給 開始後)	容量抛出金請求額通知書		2027年6月～2028年5月 毎月発行 ←→	
	請求書		2027年7月～2028年6月 毎月発行 ←→	
年次 (実需給 開始後)	容量抛出金還元額通知書 (年次精算)			2028年12月頃発行 ▲
	容量抛出金追加請求額通知書 (年次精算)			2028年12月頃発行 ▲
	請求書/支払通知書			2029年2月頃発行 ▲

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額と請求額の算定諸元・算定方法の違い（小売電気事業者）

64

- 実需給年度前年度12月に通知される容量拠出金の仮請求額と、実需給年度の請求対象月の2か月後に通知される請求額とは、一致しない場合があります。仮請求額と請求額が一致しない理由は以下の2点です。

- ①長期脱炭素電源オークション分のエリア別の小売電気事業者の負担総額※1
- ②エリア別の小売電気事業者の負担総額に実需給前年度の市場退出分が未反映※2
- ③実需給年度10月～3月の容量拠出金請求額算定に用いられる冬季ピーク時電力kW実績が未反映
- ④実需給年度の各月の託送契約電力kW実績に基づくシェア変動による補正が未反映

※1: 容量拠出金総額の算定には容量確保契約金額を用います。この際、仮請求額の算定時と実需給年度の請求額の算定時では長期脱炭素電源オークション分の容量確保契約金額の補正方法が異なる場合があります。具体的には、仮請求額の算定時は消費者物価指数（コアCPI、年平均値）にて、実需給期間中の算定時は事業者の選択した指標を用いた補正方法にて、それぞれ補正します。

※2: 仮請求額の算定諸元となる「直近の公表資料による容量拠出金の負担総額」に、その時点の市場退出分が反映されていた場合、市場退出を反映した負担総額を用います。実需給年度の容量拠出金の算定においては、実需給前年度までの市場退出分が反映された負担総額を用います。

仮請求額（実需給年前年度12月に通知）の算定諸元・算定方法

P.65-68に記載のNoに対応

$$\begin{array}{l} \text{当該エリアの} \\ \text{当該小売電気事業者の} \\ \text{実需給年度各月の} \\ \text{容量拠出金請求額}^{\#3, \#5} \end{array} = \begin{array}{l} \#1 \quad \text{当該エリアの小売} \\ \text{電気事業者の負担総額} \\ \text{（①仮請求額算定時の} \\ \text{容量確保契約金額より算定、} \\ \text{②直近の公表資料による総額）} \\ \div 12^{\#6} \end{array} \times \begin{array}{l} \#2 \quad \text{前年度の当該エリアの③夏季ピーク時}^{\#4} \\ \text{電力kW実績の合計（当該小売電気事業者）} \\ \#3 \quad \text{前年度の当該エリアの③夏季ピーク時}^{\#4} \\ \text{電力kW実績の合計（エリア合計）} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{（仮請求額の算定では、シェア} \\ \text{変動による補正は適用しません）} \end{array}$$

実需給年度の請求額（請求対象月の2か月後に通知）の算定諸元・算定方法

$$\begin{array}{l} \text{当該エリアの} \\ \text{当該小売電気事業者の} \\ \text{実需給年度各月の} \\ \text{容量拠出金請求額}^{\#5} \end{array} = \begin{array}{l} \#4 \quad \text{当該エリアの小売} \\ \text{電気事業者の負担総額} \\ \text{（①実需給年度の算定時の} \\ \text{容量確保契約金額より算定、} \\ \text{市場退出分、②反映済み）} \\ \div 12^{\#6} \end{array} \times \begin{array}{l} \#5 \quad \text{前年度の当該エリアの③夏季/冬季ピーク時} \\ \text{電力kW実績の合計（当該小売電気事業者）} \end{array} \times \begin{array}{l} \#6 \quad \#7 \quad \#8 \\ \text{④シェア変動による補正} \\ \text{（詳細はP.50-52参照）} \end{array}$$

※3: 容量拠出金仮請求額通知書には、年間総額に加えて、実需給年度4～2月の月額と、端数調整月の3月の月額が記載されています。

※4: 夏季ピーク時の電力kW実績の合計について公表を行う場合は、仮請求額通知に使用した夏季ピーク日時も併せて公表します。

※5: 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※6: 12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

仮請求額の算定諸元公表・通知 実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の通知（当該小売事業者） 65

- 容量拠出金仮請求額通知書に記載の仮請求額は、3つの算定諸元を用いて算定が可能です。
- 算定諸元は、本機関HP上での公表及び仮請求額通知書に記載します。
- 「#2」の実需給前年度の当該エリア夏季ピーク時電力kW実績につきまして、実需給年度2027年度分を対象とした仮請求額通知書に記載し、2026年12月頃に各小売電気事業者へ通知予定です。

#	算定諸元	公表・通知方法
1	当該エリアの小売電気事業者の負担総額 (仮請求額算定時の容量確保 契約金額より算定、直近の 公表資料による総額)	本機関HPにて 公表
2	実需給前年度の当該エリアの 夏季ピーク時電力kW実績の合計※ (当該小売電気事業者)	仮請求額通知書 に記載
3	実需給前年度の当該エリアの 夏季ピーク時電力kW実績の合計 (当該エリアの全小売電気事業者の 合計)	本機関HPにて 公表

※：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

容量拠出金 仮請求額通知書（年間総額）

株式会社〇〇〇〇 御中
事業者コード:9999
事業者区分：〇〇事業者

通知書番号：123456789012345-78
通知日：yyyy年mm月dd日
電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先 部署：〇〇部
電話番号：xx-xxxx-xxxx
E-Mail：xxxx@occto.or.jp

件名:〇〇〇〇〇〇〇〇

1. 容量拠出金仮請求額（税抜）

容量拠出金仮請求総額[円]12,100

容量拠出金仮請求額(年額)(調整前)[円]12,000

調整額[円]100

備考：

小計[円]12,100

(参考)

容量拠出金仮請求額(月額)[円]

実需給年度4月～2月xxx

容量拠出金仮請求額(最終月額)[円]

実需給年度3月xxx

2. 算定諸元情報

容量拠出金算定対象エリア〇〇

エリア別の負担総額[円]（年額）xxx

エリア別の負担額[円]（月額）xxx

実需給年度4月～2月

エリア別の負担額[円](端数調整月)

実需給年度3月xxx

負担分の比率[%]

※小数点第3位を四捨五入した概算比率xx.xx

前年度夏季ピーク時電力kW[kW]

7月xxx

8月xxx

9月xxx

6. 容量抛出金算定諸元の公表等

仮請求額の算定諸元公表・通知 負担総額・実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績(当該エリア合計)の公表 66

「#1」のエリア別の小売電気事業者の負担総額、「#3」の実需給前年度の当該エリアの全小売電気事業者のピーク時電力kW実績の合計（2026年度夏季ピーク分）は、2026年12月頃に本機関のHPに掲載予定です。

#	算定諸元	公表・通知方法
1	当該エリアの小売電気事業者の負担総額 (仮請求額算定時の容量確保契約金額より算定、直近の公表資料による総額)	本機関HPにて公表
2	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計※ (当該小売電気事業者)	仮請求額通知書に記載
3	実需給前年度の当該エリアの夏季ピーク時電力kW実績の合計 (当該エリアの全小売電気事業者の合計)	本機関HPにて公表

※：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

エリア	一般送配電事業者と配電事業者	小売電気事業者	ひと月当たりの額(4月～2月) (小売電気事業者)	ひと月当たりの額(3月) (小売電気事業者)
北海道	4,225,832,040 円	46,006,987,090 円	3,833,915,590 円	3,833,915,600 円
東北	11,445,032,460 円	124,603,026,257 円	10,383,585,521 円	10,383,585,526 円
東京	44,913,249,000 円	488,974,300,769 円	40,747,858,397 円	40,747,858,402 円
中部	20,696,568,000 円	225,325,267,966 円	18,777,105,663 円	18,777,105,673 円
北陸	4,164,675,378 円	イメージ	430,782 円	3,778,430,791 円
関西	22,342,114,800 円		203,474 円	20,270,039,483 円
中国	8,831,666,640 円	96,151,093,855 円	8,012,591,154 円	8,012,591,161 円
四国	4,164,760,200 円	45,342,092,857 円	3,778,507,738 円	3,778,507,739 円
九州	12,906,515,520 円	140,514,314,646 円	11,709,526,220 円	11,709,526,226 円
計	133,690,414,038 円	1,455,498,726,530 円		

※上記金額に消費税は含まれておりません

エリア	最大需要発生日時(7月)	最大需要発生日時(8月)	最大需要発生日時(9月)	ピーク時電力kW合計実績 (全小売電気事業者)	ひと月あたりのkW平均実績 (全小売電気事業者)
北海道	2023/07/28 (11:00～12:00)	2023/08/25 (11:00～12:00)	2023/09/01 (10:00～11:00)	12,789,864 kW	4,263,288 kW
東北	2023/07/28 (13:00～14:00)	2023/08/23 (14:00～15:00)	2023/09/01 (13:00～14:00)	40,679,387 kW	13,559,796 kW
東京	2023/07/18 (14:00～15:00)	2023/08/04 (13:00～14:00)	2023/09/05 (14:00～15:00)	156,412,803 kW	52,137,601 kW
中部	2023/07/18 (14:00～15:00)	2023/08/21 (14:00～15:00)	2023/09/05 (14:00～15:00)	71,625,171 kW	23,875,057 kW
北陸	2023/07/28 (13:00～14:00)	2023/08/03	イメージ	14,168,197 kW	4,722,732 kW
関西	2023/07/27 (14:00～15:00)	2023/08/21 (14:00～15:00)		78,447,395 kW	26,149,132 kW
中国	2023/07/28 (15:00～16:00)	2023/08/03 (13:00～14:00)	2023/09/04 (13:00～14:00)	29,077,219 kW	9,692,406 kW
四国	2023/07/27 (13:00～14:00)	2023/08/21 (13:00～14:00)	2023/09/04 (13:00～14:00)	13,723,085 kW	4,574,362 kW
九州	2023/07/27 (14:00～15:00)	2023/08/21 (14:00～15:00)	2023/09/04 (15:00～16:00)	44,653,320 kW	14,884,440 kW

6. 容量拋出金算定諸元の公表等

(参考) 実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績の公表

67

- 各小売電気事業者は、各エリアの全小売電気事業者の夏季/冬季のピーク時電力kW実績と自社のピーク時電力kW実績を比較することで、容量拋出金の金額を概算で想定することも可能です。
- 各小売電気事業者にて冬季実績を反映した容量拋出金の概算値を想定いただくことができるよう、**2026年度の冬季（12-2月）ピーク時電力kWの実績を2027年5月頃に公表予定です。**

(参考) 実需給2026年度向けに、2025年度の冬季（12-2月）ピーク時電力kWの実績は2026年6月1日に公表しております。

＜（参考）実需給2026年度向け、各エリアの2025年度冬季（12-2月）における、最大需要発生日時と全小売電気事業者のピーク時電力kW合計実績＞

エリア	最大需要発生日時(12月)	最大需要発生日時(1月)	最大需要発生日時(2月)	ピーク時電力kW合計実績 (全小売電気事業者)
北海道	2025/12/12(15:00～16:00)	2026/01/26(10:00～11:00)	2026/02/09(09:00～10:00)	14,968,507 kW
東北	2025/12/12(16:00～17:00)	2026/01/22(09:00～10:00)	2026/02/09(09:00～10:00)	41,773,167 kW
東京	2025/12/24(09:00～10:00)	2026/01/07(09:00～10:00)	2026/02/09(09:00～10:00)	141,419,116 kW
中部	2025/12/04(09:00～10:00)	2026/01/22(09:00～10:00)	2026/02/09(09:00～10:00)	64,483,755 kW
北陸	2025/12/05(09:00～10:00)	2026/01/22(09:00～10:00)	2026/02/09(09:00～10:00)	14,602,118 kW
関西	2025/12/15(09:00～10:00)	2026/01/26(09:00～10:00)	2026/02/09(09:00～10:00)	71,007,979 kW
中国	2025/12/04(09:00～10:00)	2026/01/22(09:00～10:00)	2026/02/09(09:00～10:00)	28,661,315 kW
四国	2025/12/16(08:00～09:00)	2026/01/22(18:00～19:00)	2026/02/09(08:00～09:00)	12,570,099 kW
九州	2025/12/26(18:00～19:00)	2026/01/26(08:00～09:00)	2026/02/09(08:00～09:00)	42,363,068 kW

6. 容量拠出金算定諸元の公表等
請求額の算定諸元公表と通知

- 実需給年度に発行される容量拠出金請求額通知書に記載の請求額は、5つの算定諸元を用いて算定が可能です。
- これら算定諸元は、容量拠出金請求額通知書の発行に合わせて、本機関HP上での公表、あるいは個別にお知らせすることを予定しています。

#	算定諸元	公表・通知方法
4	当該エリアの小売電気事業者の負担総額 (実需給年度の算定時の容量確保契約 金額より算定、市場退出分反映済み) ※1	本機関HPにて 公表予定
5	当該小売電気事業者の実需給前年度の 当該エリア夏季/冬季ピーク時電力kW 実績の合計※2	個社ごとに 通知予定
6	当該小売電気事業者の実需給前年度の 当該エリア夏季/冬季ピークの託送契約電 力kW実績の合計※2	個社ごとに 通知予定
7	当該小売電気事業者の 実需給年度請求対象月の 当該エリア託送契約電力kW実績※2	個社ごとに 通知予定
8	当該エリアの 全小売電気事業者のシェア変動 考慮後のkW (推定) の合計	本機関HPにて 公表予定

左記の算定諸元を用いて、実需給年度各月の容量拠出金
請求額は以下のとおり算定されます。

当該エリアの
当該小売電気事業者
の実需給年度各月
の容量拠出金請求額

=

#4
÷12

×

#5

×

#7

#6

÷

#8

シェア変動による補正

※1: メインオークション及び追加オークション分、長期脱炭素電源オークション分、合計をそれぞれ公表
予定です。

※2: ピーク時電力kW実績は同時同量監視情報から算定します(P51参照)。また、託送契約電力
kW実績は、各一般送配電事業者から本機関に提供された数値を用いて算定します。これらの
数値を事業者のみなさまに通知いたしますが、月内のスイッチングや再点等により、事業者のみな
さまが託送契約の請求情報等で認識する値と差異が生じる場合があります。その場合であっても、
これらの数値を正として算定いたします。なお、ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

6. 容量拠出金算定諸元の公表等

(参考) 小売電気事業者向け容量拠出金検算ツール

69

- 小売電気事業者向けの容量拠出金に係る参考資料として、前項の容量拠出金請求額の算定諸元を入力することで、容量拠出金請求額通知書に記載される請求額に至るまでの計算式や端数処理の確認が可能となるExcel版の検算ツールを2025年度より公開しています。
- 2027年度向けの検算ツールは、2027年4月分の容量拠出金請求額通知書の発行を目途に公表予定です。

小売電気事業者向け容量拠出金請求額検算ツール

※容量拠出金請求額通知書に記載の金額および本ツールの金額は全て税抜です。

入力セル

前提諸元 (全体)

算定対象年月	2027年2月	※プルダウンにて算定対象月を選択してください。
参照ピーク	冬季	
対象エリア	北海道	※プルダウンにてエリアを選択してください。
当該エリアの全小売電気事業者の負担総額(市場退出反映済)	35,302,710,757 円/年	※本機関のお知らせページに記載の当該エリアの全小売電気事業者の負担総額(年額)です。
エリア別の負担総額 [円] *1	2,941,892,563 円/月	※請求額通知書「2.算定諸元情報(請求対象月分)」に記載の当該エリアの全小売電気事業者の負担総額(月額)です。
当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW (推定)合計	0 kW	※本機関のお知らせページに記載の値を入力してください。
当該エリアの既存事業者のエリアシェアkW	0 kW	※本機関のお知らせページに記載の値を入力してください(新規参入の場合のみ)。
当該エリアの既存事業者の託送契約電力kW		※本機関のお知らせページに記載の値を入力してください(新規参入の場合のみ)。

前提諸元 (個社)

	ピーク時電力kW	ピーク託送契約電力kW
前年度冬季		
2025年12月	0 kW	0.000 kW
2026年1月	0 kW	0.000 kW
2026年2月	0 kW	0.000 kW
計	0 kW	0.000 kW
算定対象年月	2027年2月	託送契約電力kW
		0.000 kW

※請求額通知書「1.容量拠出金請求額」の備考欄に記載の値を入力してください。

容量拠出金請求額算定結果

新規参入/既存	新規参入	
シェア変動考慮後のkW (推定) *2	#DIV/0! kW	※シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。
シェア変動考慮後の配分比率	#DIV/0!	※シェア変動考慮後の配分比率(負担比率)は小数点以下16位まで計算します(小数点以下17位を四捨五入)。
負担分の比率(%) ※小数点第3位を四捨五入した概算比率	#DIV/0!	※請求額通知書「2.算定諸元情報(請求対象月分)」に記載の負担比率となります。
容量拠出金請求額(円) *3	2027年2月	※各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

(参考) 実需給2026年度向け検算ツール

6. 容量拋出金算定諸元の公表等 (参考) 託送契約電力kWの一部取り扱いについて

70

- 容量拋出金の算定諸元となる託送契約電力kWの一部取り扱いについて、お問合せの多いものについて以下のとおりとなります。

種類	容量拋出金の算定に係る託送契約電力kWとしての取り扱い
揚水特措	「揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置」(揚水特措)が適用されている需要場所において、容量拋出金の算定に係る託送契約電力kWは、 揚水特措適用前の契約電力が適用されます。
分割供給	容量市場はkW価値に対して取引を行うことから、容量市場の実需給年度の各月のシェア補正の算定は、kWの供給力を確保していく考え方に沿って各小売電気事業者の託送契約電力kWを用いることと国において整理がなされ、具体的な算定方法については 各小売電気事業者の当該地点の託送契約電力kWが用いられます。 なお、 分割供給地点の場合でも、前述の内容に変更はございません。 ※容量拋出金の算定に係る託送契約電力kWは、 分割供給地点における「流通費用調整額」等の調整は行いません。
予備線・予備電源	予備線(予備送電サービスA)、予備電源(予備送電サービスB)が利用される需要場所において、 予備送電サービス契約電力は、容量拋出金の算定に係る託送契約電力kWの対象とはなりません。

6. 容量抛中金算定諸元の公表等

仮請求額と請求額の算定諸元の違い（一般送配電事業者・配電事業者）

71

- 実需給年度前年度12月に通知される容量抛中金の仮請求額と、実需給年度の請求対象月の2か月後に通知される請求額とは、一致しない場合があります。仮請求額と請求額が一致しない理由は以下の2点です。

- ①長期脱炭素電源オークション分のエリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額について、算定時に用いる容量確保契約金額の補正方法が異なる場合があるため※1
- ②エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額に実需給前年度の市場退出分が未反映なため※2

仮請求額の算定諸元・算定方法（一般送配電事業者）

$$\begin{array}{l} \text{各一般送配電事業者の容量抛中金(各月)} \times 3 \\ \hline \text{= } \left(\text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量抛中金総額} \right. \\ \left. \begin{array}{l} \text{①仮請求額算定時の容量確保契約金額} \times 1 \text{より算定、} \\ \text{②直近の公表資料による総額} \end{array} \right) \div 12 \times 4 \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{#10} \\ \text{= } \left(\text{当該エリアでの配電事業者の容量抛中金総額(各月)} \right. \\ \left. \begin{array}{l} \text{①仮請求額算定時の容量確保契約金額} \times 1 \text{より算定、} \\ \text{②直近の公表資料による総額} \end{array} \right) \div 12 \times 4 \end{array}$$

実需給年度の請求額の算定諸元・算定方法（一般送配電事業者）

$$\begin{array}{l} \text{各一般送配電事業者の容量抛中金(各月)} \times 3 \\ \hline \text{= } \left(\text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量抛中金総額} \right. \\ \left. \begin{array}{l} \text{①実需給年度の算定時の容量確保契約金額} \times 1 \text{より算定、} \\ \text{②市場退出分反映済み} \end{array} \right) \div 12 \times 4 \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{#12} \\ \text{= } \left(\text{当該エリアでの配電事業者の容量抛中金総額(各月)} \right. \\ \left. \begin{array}{l} \text{①実需給年度の算定時の容量確保契約金額} \times 1 \text{より算定、} \\ \text{②市場退出分反映済み} \end{array} \right) \div 12 \times 4 \end{array}$$

エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量抛中金総額（各月）の算定諸元・算定方法

$$\begin{array}{l} \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量抛中金総額(各月)} \times 5 \\ \hline \text{= } \left(\left(\frac{\text{エリア別のメインオークションのエリアプライス}}{\text{メインオークションH3需要}} \times \frac{\text{エリア別の調達オークションのエリアプライス}}{\text{調達オークションH3需要 - メインオークションH3需要}} \right) \times \text{一定割合} \times 6 \right. \\ \left. + \frac{\text{長期脱炭素電源オークションにおけるエリア別容量抛中金総額} \times 1}{\text{一般送配電事業者・配電事業者の負担比率} \times 7} \right) \div 12 \end{array}$$

※1: 容量抛中金総額の算定には容量確保契約金額を用います。この際、仮請求額の算定時と実需給年度の請求額の算定時では長期脱炭素電源オークション分の容量確保契約金額の補正方法が異なる場合があるため、容量抛中金総額及び容量抛中金請求額も異なります。具体的には、仮請求額の算定時は消費者物価指数（コアCPI、年平均値）にて、実需給期間中の算定時は事業者の選択した指標を用いた補正方法にて、それぞれ補正します。

※2: 仮請求額の算定諸元となる「直近の公表資料による容量抛中金の負担総額」に、その時点の市場退出分が反映されていた場合、市場退出を反映した負担総額を用います。実需給年度の容量抛中金の算定においては、実需給前年度までの市場退出分が反映された負担総額を用います。

※3: 容量抛中金仮請求額通知書には、年間総額に加えて、実需給年度4～2月の月額と、端数調整月の3月の月額が記載されています。

※4: 小数点以下の値を切り捨てます。

※5: 小数点以下の値を四捨五入します。

※6: 対象実需給年度別に定めた割合。2027年度は8%。

※7: 「メインオークションの一般送配電事業者・配電事業者負担総額÷メインオークションのエリア負担総額（経過措置を考慮する前）」にて算定します。

6. 容量拋出金算定諸元の公表等

仮請求額と請求額の算定諸元公表（一般送配電事業者・配電事業者）

72

- 仮請求額算定に用いる諸元は2026年12月頃に、実需給年度の請求額算定に用いる諸元は容量拋出金請求額通知書の発行に合わせて、それぞれ本機関HP上で公表する予定です。

#	算定諸元	公表方法・時期
9	エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量拋出金総額（各月） （仮請求額算定時の容量確保契約金額より算定、直近の公表資料による総額）	本機関HPにて 2026年12月頃に 公表予定
10	当該エリアでの配電事業者の 容量拋出金総額 （仮請求額算定時の容量確保契約金額より算定、直近の公表資料による総額）	
11	エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量拋出金総額 （実需給年度の算定時の容量確保契約金額より算定、市場退出分反映済み）	本機関HPにて 容量拋出金請求額 通知書の発行に 合わせて公表予定
12	当該エリアでの配電事業者の 容量拋出金総額 （実需給年度の算定時の容量確保契約金額より算定、市場退出分反映済み）	

7. 容量抛出金に係る取引の性質や税務処理 容量市場における消費税の取り扱い

73

- 容量確保契約金額、容量抛出金は消費税の課税対象となります。
- 実需給期間中の経済的ペナルティは、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象となります。
- 詳細は公表済の「容量市場における税金の取り扱いについて」をご参照ください。

1. 容量市場における消費税の取り扱い

(1) 容量確保契約金額における消費税の取り扱い（広域機関・容量提供事業者間）
広域機関から発電事業者などの容量提供事業者を支払われる容量確保契約金額は消費税の課税対象となります。

(例1) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関より受け取るようになります。

容量確保契約金額： **課税対象**

(例2) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって7,000万円に減額になった場合、消費税(10%)の700万円を含めた計7,700万円を広域機関より受け取るようになります。ただし、リクワイアメント未達成による減額の総額が容量確保契約金額を上回った場合については、消費税の課税対象外となります。

(例3) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって1億円の減額が生じ、さらに容量提供事業者が広域機関に1,000万円を支払う事になった場合、消費税を課税せず1,000万円を広域機関に支払うこととなります。

実需給期間中の
経済的ペナルティ： **課税対象** / **不課税対象**

* 経済的ペナルティのうち、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象

(2) 容量抛出金における消費税の取扱い（広域機関・小売電気事業者間）
小売電気事業者から広域機関に支払われる容量抛出金は消費税の課税対象となります。
(例) 容量抛出金が1億円の小売電気事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関に支払うこととなります。

容量抛出金： **課税対象**

7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理 小売電気事業者等に係る取引別の消費税の取り扱い

74

- 小売電気事業者・一般送配電事業者・配電事業者に関連する取引として、容量拠出金、年次精算による追加請求、還元があります。
- 既に公表済みの情報を含め、容量市場取引別の消費税の取り扱いは以下のとおりです。

取引の種類	取引の性質	消費税の取り扱い※
容量拠出金（月次）の請求	小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が、供給力を維持・確保するための手段として支払う費用と位置づけられる。制度設計上も容量確保契約金額の原資とされている	課税
年次精算による追加請求	容量拠出金の回収に応じて年間総額を一致させる年次精算が生じた場合の、回収先変更による追加的な請求であり、取引上の位置づけは通常の容量拠出金請求と同様である	課税
年次精算による還元	経済的ペナルティなどの発生に伴い減少する容量確保契約金額の年間総額と容量拠出金の年間総額の差額調整として、一旦回収した容量拠出金の事後的な返還と位置付けられる	課税

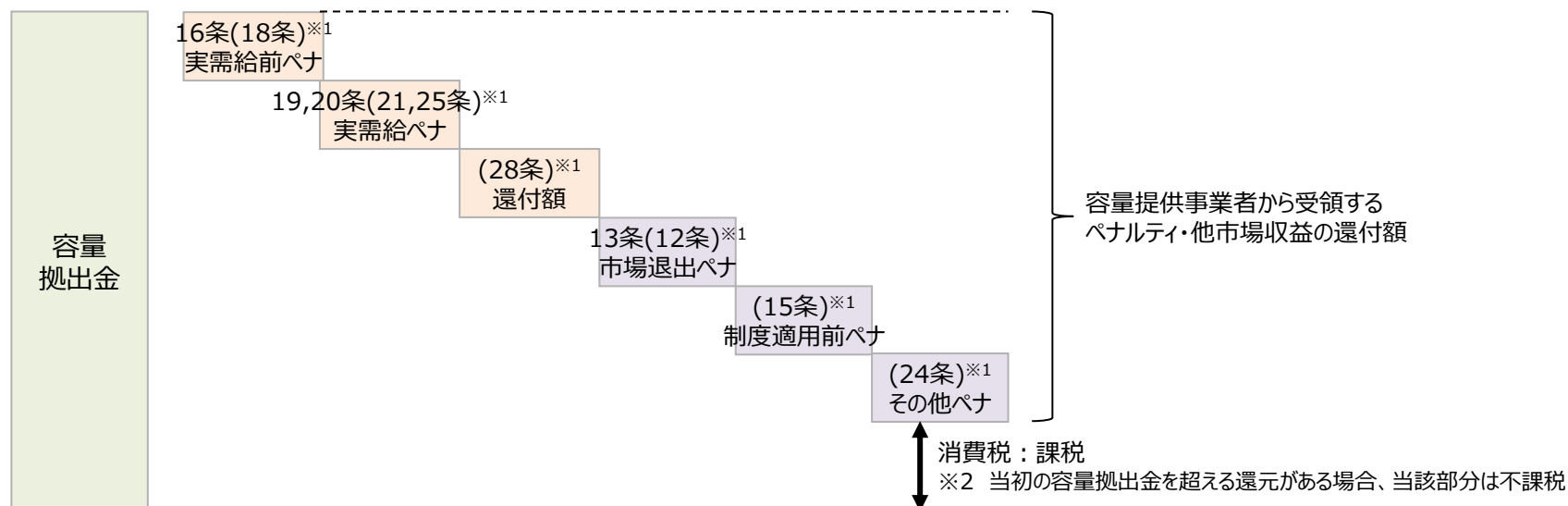
7. 容量抛し金に係る取引の性質や税務処理 容量抛し金に係る消費税の取り扱いの詳細

75

- 小売電気事業者は、供給能力の確保義務を負っているところ、容量市場に対する容量抛し金の支払により、当該義務を果たすとされています。また、一般送配電事業者は実需給断面での周波数調整に必要な調整力を確保する責任を負っています。
- 容量抛し金は、本機関が容量提供事業者へ支払う容量確保契約金額及び、容量提供事業者から受領するペナルティ・他市場収益の還付額を勘案し、金額の算定を行い、小売電気事業者等へ請求が行われます。
- そのため、小売電気事業者等が支払う容量抛し金は、容量提供事業者において課税処理となっている約款16条(18条)・19,20条(21,25条)・(28条)※¹だけではなく、不課税処理となっている約款13条(12条)・(15条)・(24条)※¹を考慮した全体が、「供給能力の確保義務の履行」という対価性が認められることから、課税として処理されます※²。

※¹ カッコ内の条番号は、長期脱炭素電源オークションの容量確保契約約款の条となります。なお、長期脱炭素電源オークションの制度適用開始は2027年度以降となります。

※² 容量抛し金を超えて還元される部分是对価性が認められないため、不課税として処理されます。



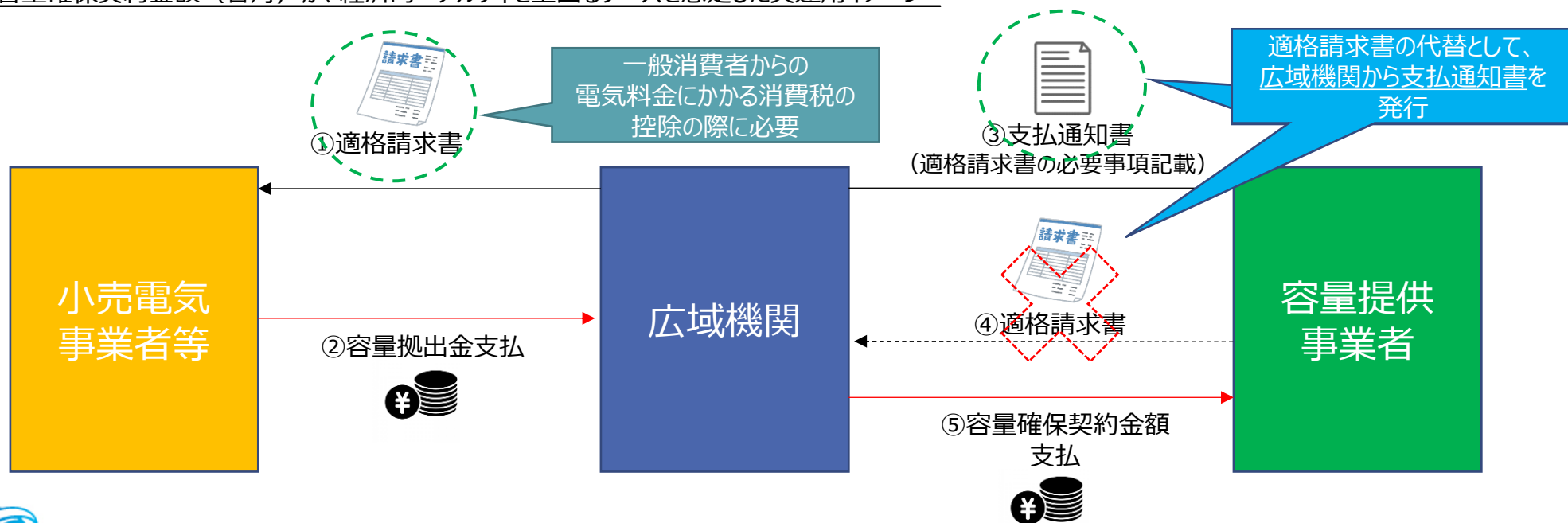
7. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理 インボイス制度対応について

76

- 消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引でも、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 本機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ、本機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します※。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、本機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報を記載する運用を予定しております。

※小売電気事業者等の登録番号について、本機関から発行する請求書又は支払通知書に、小売電気事業者等の登録番号を記載するため、会員情報管理システムへの情報登録をお願いします（P.24参照）。

容量確保契約金額（各月）が、経済的ペナルティを上回るケースを想定した実運用イメージ



- 【Q-1】各小売電気事業者への請求額の算定における最大需要発生時（1時間）について、各小売ごとの最大需要発生時の値か、それとも、当該エリア全体の最大需要発生時における各小売電気事業者の値を使用しますか。
- 【A-1】各小売電気事業者へ請求する容量拠出金の算定に使用する最大需要発生時（1時間）は、当該エリアの最大需要発生時における各小売電気事業者の値を使用します。
- 【Q-2】容量拠出金はBG単位ではなく、小売電気事業者単位で請求されますか。
- 【A-2】容量拠出金の請求は、小売電気事業者それぞれに対して行われます。
- 【Q-3】容量拠出金の算定について、自己託送を行う需要分についてはどのように扱われますか。
- 【A-3】自己託送に関わる需要は容量拠出金の算定対象外となりますが、自己託送ではない、系統からの購入電力による需要に対する契約電力分は容量拠出金の算定対象となります。
- 【Q-4】登録特定送配電事業者も、容量拠出金の請求対象でしょうか。
- 【A-4】登録特定送配電事業者が系統から電力の供給を受けている場合は、その部分に関しては小売電気事業者と同様に容量拠出金の請求対象となります。ただし、一般の需要とは区別された特定の供給地点の需要に対し、自エリア内での供給力のみをもって供給を行っている場合に限り、容量拠出金の請求対象外となります。

- 【Q-5】実需給前年度にて事業を休止し、実需給年度に事業を再開する予定だが、その場合、容量拠出金はどのように算定されますか。
- 【A-5】実需給前年度の夏季/冬季のピーク時電力kW実績がゼロであり、託送契約電力kWの実績もゼロの場合は新規参入として、実需給年度各月の託送契約電力kWをもとに容量拠出金を算定します。
- 【Q-6】各小売電気事業者の配分比率の計算に使用する電力量は、需要端でしょうか、あるいは送電端でしょうか。
- 【A-6】各小売電気事業者の配分比率の算定のために用いる電力量は送電端となります。
- 【Q-7】シェア変動を計算する託送契約断面日を教えてください（例えば4月1日の託送契約電力kWとなるのか）。
- 【A-7】託送契約電力kW実績を算定する際、基本的に、託送料金の計算に用いた託送契約電力kWの合算値を使用いたします。このため、例えば「4月分」であっても検針日等により、託送契約電力kWの計算期間は異なります。本機関としては、各一般送配電事業者から連携される託送契約電力kWの実績を正として算定いたします。

- 【Q-8】各小売電気事業者のシェア変動を計算する場合の有効桁数は小数点以下何桁ですか。
- 【A-8】各小売電気事業者のシェア変動後の配分比率の算出においては、小数点以下16桁までを有効数字として扱います（実数の小数点以下第17位を四捨五入）。
- 【Q-9】容量拠出金が各小売電気事業者の負担となることから、容量拠出金を需要家の電気料金に反映する場合もあるかと存じます。小売電気料金への反映は禁止されていないものと認識していますが、反映するにあたってルール等があればご教示いただけますでしょうか。
- 【A-9】容量拠出金に係る、小売電気料金への反映可否、方法については各事業者さまのご判断となります。
- 【Q-10】実需給前年度冬季ピークの最終月（2月）に需給実績があれば、通常の算定方法となりますか。また、需要実績が前年度2月は発生せず、3月から発生していた場合、前年度実績は無しとして、新規参入扱いとなりますか。
- 【A-10】実需給前年度2月分の託送契約電力kWが存在する場合、2027年度後半（10～3月分）については新規参入とならず、通常の算定方法で容量拠出金の算定を行います。実需給前年度のピーク実績が存在せず、3月以降に託送契約電力kWが発生した場合、新規参入扱いとなります（P.61参照）。

- 【Q-11】ある小売電気事業者が、容量提供事業者として容量確保契約も締結していた場合、月次の容量確保契約金額と容量拠出金が相殺されることはありますか。
- 【A-11】容量確保契約金額の支払と、容量拠出金の請求は別々に行われます。

- 【Q-12】小売電気事業者が2027年3月まで小売需要家が存在し、2027年4月から需要家数が0件となった場合、2027年4月分の容量拠出金は0円になる理解でよいですか。
- 【A-12】実需給年度において、各一般送配電事業者から連携される託送契約電力kWの実績が0kWであれば、容量拠出金は0円となります。

- 【Q-13】分割供給の場合、容量拠出金はどのように算定されますか。
- 【A-13】容量市場の容量拠出金の算定方法は、実需給前年度の夏季・冬季ピーク時の電力使用量の実績比率にもとづいて算定が実施され、実需給年度の各月の託送契約電力kWによるシェア補正が行われます。容量市場はkW価値に対して取引を行うことから、容量市場の実需給年度の各月のシェア補正の算定は、kWの供給力を確保していく考え方に沿って各小売電気事業者の託送契約電力kWを用いることと国において整理がなされ、具体的な算定方法については各小売電気事業者の当該地点の託送契約電力kWが用いられます。なお、分割供給地点の場合でも、前述の内容に変更はありません。

- 【Q-14】実需給年度の各月のシェア補正の算定に用いられる託送契約電力kWには、自家発補給契約電力分も含まれますか。
- 【A-14】自家発補給契約が適用される需要における託送契約電力kWも、実績に含まれます。
- 【Q-15】小売電気事業者の容量拠出金算定に用いるピーク時電力kWの値には最終保障供給分が含まれますか。
- 【A-15】最終保障供給分のkWは含まれません。
- 【Q-16】2026年秋口より小売電気事業に新規参入したが、先般12月の2027年度向けの仮請求額通知書が発行されなかった。新規参入の場合は仮請求通知書は発行いただけないのか。
- 【A-16】実需給前年度の新規参入の場合において、新規参入の時期により、実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績が存在しない場合は、容量拠出金仮請求通知書の発行対象外となります。

- 【Q-17】小売電気事業者Aから小売電気事業者Bに小売電気事業を実需給前年度に承継した場合、実需給期間中の容量拠出金の算定はどのようなになるのか。※小売電気事業者AとB共に需要実績あり
- 【A-17】小売電気事業の承継があった場合、以下のケースのとおり諸元を参照して算定します。

ケース①：小売電気事業者A（事業者コード：A）から小売電気事業者B（事業者コード：B）に小売電気事業を承継した場合（2026/10/1承継の前提）

- ・ 前年度夏季/冬季ピーク時電力kW ：小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績のみ参照
- ・ 前年度夏季/冬季託送契約電力kW ：小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績のみ参照
- ・ 算定対象月の託送契約電力kW ：小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績のみ参照

これは小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績を参照することで、託送契約電力kWの変動によって事業承継による変動が反映されるものとなります。

ケース②：小売電気事業者A（事業者コード：A）から小売電気事業者B（事業者コード：B）に小売電気事業を承継したが、小売電気事業者Bが事業者コード：AとBを併用した場合（2024/10/1承継の前提）

- ・ 前年度夏季ピーク時電力kW ：小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績のみ参照（承継前のため）
- ・ 前年度冬季ピーク時電力kW ：小売電気事業者AとB（事業者コード：AとB）の合算値を参照（承継後のため）
- ・ 前年度夏季託送契約電力kW ：小売電気事業者B（事業者コード：B）の実績のみ参照（承継前のため）
- ・ 前年度冬季託送契約電力kW ：小売電気事業者AとB（事業者コード：AとB）の合算値を参照（承継後のため）
- ・ 算定対象月の託送契約電力kW ：小売電気事業者AとB（事業者コード：AとB）の合算値を参照（承継後のため）

このケースは小売電気事業者Aから小売電気事業者Bへ事業承継したものの、スイッチングの手間などの関係により、小売電気事業者Aが事業承継を機に本機関の会員を脱退した後も、小売電気事業者Bが引き続き事業者コード：Aを使用するケースで、この場合は事業承継後において事業者コードAとBの合算値を参照する必要があります。

なお、事業承継に関連して、容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）は実需給前年度夏季ピーク時電力kWを基に小売電気事業者AとBへそれぞれ発行しているため、小売電気事業者Bは仮請求通知書と実需給期間中の容量拠出金の請求額に関して、事業承継に伴う乖離が生じる可能性があります。

- 【Q-18】容量拠出金請求額通知書の発行から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことができますとあります。この際に、事業者が異議申立を行わない場合でも、他事業者の異議申立による再検討の結果によっては、通知書発行時点金額から請求金額が変わる事がありますか。
- 【A-18】 ご認識の通りです。事業者からの異議申立が無い場合であっても、同エリアにおける他事業者からの異議申立により請求額が変更となった場合は、貴社への請求額も変わる可能性があります。なお、異議申立に起因する場合に限らず、容量拠出金を再算定する場合には、再算定の理由の如何によらず、以下のいずれかの対応を想定しています。
 - ①当月請求を再算定し、通知書を再発行。
 - ②次月以降の請求で、再算定との差額を精算。
 - ③年次精算に、再算定との差額を反映。
- 【Q-19】小売電気事業者であるものの、電力供給実績がないので、容量拠出金は発生しないと認識しています。その状況下でも、会員情報管理システム上へ口座情報及び適格請求書発行事業者登録番号の登録が必要でしょうか。
- 【A-19】容量拠出金が発生しない小売電気事業者も、広域機関の会員情報管理システムの仕様上、口座情報の入力が必要であること、今後において口座情報等が必要となった際のことを考慮し、各小売電気事業者に、口座情報及び適格請求書発行事業者登録番号の入力をお願いしております。なお、お預かりする情報のセキュリティには十分配慮しております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。※消費税法に基づく免税事業者に該当する場合には、適格請求書発行事業者登録番号の入力は不要です。

- 【Q-20】各小売電気事業者に対する各月の容量拠出金請求額の計算過程における単位・端数処理方法を教えてください。
 - ①シェア変動
 - ②シェア変動考慮後のkW
 - ③シェア変動後の配分比率
 - ④各小売電気事業者への毎月の請求額
- 【A-20】

上記については、次のとおりです。

 - ①シェア変動では端数処理せずに、②シェア変動考慮後のkW算出時に小数点以下を四捨五入します。
 - ③シェア変動後の配分比率は、小数点以下第17位を四捨五入し、小数第16位まで計算します。
 - ④各小売電気事業者への毎月の請求額は、小数第1位を四捨五入します。

なお、エリア別小売電気事業者の容量拠出金負担総額（各月）は、エリア別小売電気事業者の容量拠出金負担総額（年間）を12で割り、小数点以下の端数を切り捨てることで算出いたします。（3月分のエリア別小売電気事業者の容量拠出金負担総額（各月）にて、切捨てた端数の調整を行います。）

- 【Q-21】一般送配電事業者は、年次精算の対象となるのでしょうか。
 - 【A-21】一般送配電事業者も年次精算の対象となります。ただし、還元の対象は長期脱炭素電源オークションにおいて、他市場収益の還付額のうち、容量確保契約金額総額までの還付額や、対象実需給年度中に発生する容量確保契約金額の減少額に限る点をご留意ください。
本資料の以下のページをご覧ください。
・年次精算（一般送配電事業者・配電事業者）：P57参照
 - 【Q-22】広域機関が容量提供事業者に容量確保契約金額を支払う際に控除される振込手数料の金額及びその取扱いを教えてください。
 - 【A-22】容量市場に係る「容量確保契約に係る容量確保契約金額の支払金額」又は「容量拠出金の年次精算を踏まえて支払となった場合の支払金額」について、本機関から事業者への支払に係る振込手数料は別途通知いたします。
- なお、振込手数料は、容量確保契約に係る「容量確保契約約款（第21条）」と容量拠出金の「容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2027年度）」に記載のとおり事業者負担となり、本機関が発行する支払通知書に記載の支払金額（税込）から振込手数料（税込）を差し引いた金額にて事業者へ入金されます。

- 【Q-23】容量拠出金請求額通知書における備考欄の記載内容について教えてください。
- 【A-23】容量拠出金の主要な算定根拠となる、各小売事業者ごとの以下の値を記載しております。
 - ・ 前年度ピーク時電力kW[kW]
 - ・ 前年度ピーク託送契約電力kW[kW]
 - ・ 請求対象月の託送契約電力kW[kW]

なお、2026年6月まで備考欄に記載しておりましたが、2026年7月より通知書下部に記載欄を追加し、記載場所を備考欄から記載欄に変更しました。

（算定諸元 補足説明）

- ・ 夏季ピーク時電力kW実績は、実需給年度4月～9月分の算定に使用します。
- ・ 冬季ピーク時電力kW実績は、実需給年度10月～3月分の算定に使用します。

例えば、2027年4月分の算定には、2026年度夏季(7月～9月)のピーク時電力kW実績を使用します。本説明会資料のP64からP68に、通知書の備考欄に記載される算定諸元について記載していますのでご覧ください。

- 【Q-24】「容量市場口座情報等の会員情報管理システムへの登録」(P35) に振込人名を入力する際に、小売電気事業者等が使用するシステムの制約により、振込人名の変更ができない場合があります。その場合を例示するとともに、対応方法を教えてください。
- 【A-24】次の点にご留意ください。
 1. 事業者名は、半角カナ入力となります。
 2. 半角カナ入力時に、濁点を要する文字は、2文字にして入力します。例えば、「ジ」の場合、「シ」と、濁点「ゝ」の二文字にします。
 - ・変換方法は、例えば「いろはえなじー」であれば、「無変換」キーを2回押下すると半角カナ変換が可能となります。また、「ジ」の場合、「シ」と濁点「ゝ」の二文字にします。
 3. 半角小文字は使用できないので、半角大文字にして入力します。例えば「オークション」は、「オークシヨン」と入力します。
 4. 半角カナ入力方式で利用できる文字種は、
 - ・カナ（小文字を除く）
 - ・濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字（0～9）、SP〔ｽﾊﾟｰｽ〕、記号4種類（()、-〔ハイツ〕、.〔ピリオド〕）
 5. 半角対象項目
 - ・口座名義カナ
 - ・債権代表者振込名義カナ

■ 【A-24】<前頁続き>

6.参考情報

<ご参考>「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け容量市場関連編～」P37,38

<https://www.occto.or.jp/various/kaiin/index.html>

7.なお、請求額の本機関への振込手続において、小売電気事業者等のシステムの制約により、振込人名（カナ）に事業者コードなど任意の文字を追加できない場合には、本機関にお問合せください。

■ 【Q-25】容量拠出金の算出に使われる「請求対象月の託送契約電力kW」につきまして、低圧電力の場合は、「託送契約電力kW」はどのように算出されますか。

■ 【A-25】容量拠出金の算定に使用する「託送契約電力kW」は、各一般送配電事業者から本機関に事業者さまごとの数値で提供を受けた数値を用いています。なお、低圧・高圧・特高といった内訳やその算出方法については、本機関では把握しておりません。

- 【Q-26】小売電気事業者向け容量拠出金検算ツールは、どちらから入手できますか。
- 【A-26】実需給2027年度向けの検算ツールは、2027年度4月分の容量拠出金請求額通知書の発行を目途に公表予定となります。
ご参考として、実需給2026年度向けの容量拠出金請求額の検算ツールを以下のページからご確認ください。
<https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/jitsujukyukanren/youryoukyosyutukinkanren/shogen2026.html>
- 【Q-27】N月分の容量拠出金の請求書は（N + 3月）に適格請求書として発行されると認識しています。各事業者における、容量拠出金に係る消費税の計上時期について教えてください。
- 【A-27】消費税の計上時期については納税主体の判断に委ねられており、事業者側における計上時期等については本機関では判断いたしかねます。
- 【Q-28】新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行うものと認識しています。新規参入の場合で、自社が最大の事業者にあたるかどうかは、どのように判別することができますでしょうか。
- 【A-28】新規参入の最大事業者は、機密情報として公表はしておりませんので、お問合せをいただいた際にお答えしております。

- 【Q-29】事業者Bの需要家が前年度夏季ピーク時の指定日時に電力使用があり、その指定日時を過ぎた後に事業者Aにスイッチングした場合（当該需要家を「旧B需要家」とします）、事業者Aに合算されるのでしょうか。
- 【A-29】事業者A・Bとも、独立した事業者コードを継続して使用しているという前提とします。容量拠出金は、同時同量データおよび各一般送配電事業者から本機関に提出される、事業者コードごとの情報に基づき、エリア単位で算定されます。そのため、「旧B需要家」の前年度夏季ピーク時電力kWは、あくまで事業者Bの実績として扱われ、合算されることはありません。
- 【Q-30】7月～9月に需要があったにもかかわらず、ピーク時電力kW実績が0kWとなっている理由について教えてください。
- 【A-30】容量拠出金の算定に使用するピーク時電力kW実績は、最大需要が発生した日時の数値です。そのため、同じ月に需要や託送契約電力kW、容量拠出金の請求などがあっても、ピーク時電力kW実績は0kWとなることがあります。例えば、最大需要が発生した日時では、自家発電で需要が賄われており、同時同量監視情報では0kWになっていた、という場合が該当します。

■ 問合せ先は下記ページをご確認ください。
<https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/otoiawase.html>

容量市場に関するお問合せ

更新日：2026年7月28日

容量市場に関するお問合せ連絡先をご案内します。
恐れ入りますが、お問合せの前にFAQをご覧ください。

容量市場 FAQ | →

お問合せフォーム

回答には10営業日程度、内容によってはそれ以上のお時間をいただきます。「至急」「明日午前中までに」などのご要望にはお応えしかねますので、お早めにお問合せください。
受付時の自動返信メールが届かない場合、メールアドレスの誤入力などの可能性がございますので、お手数ですが再度お問合せください。

メインオークション・追加オークション、容量繰り出し金などについて | →

長期脱炭素電源オークションについて | →

【応札価格の監視に関するお問合せ】
電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
メールアドレス：bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp

【他市場収益の監視に関するお問合せ】
電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
メールアドレス：bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp

【脱炭素化ロードマップ及び蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ】
資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
メールアドレス：bzl-chouki-auction@meti.go.jp

【水素社会推進法に基づく長期脱炭素電源オークションの応札に向けた予備審査】
資源エネルギー庁HPの予備審査依頼書及び参考資料（記載要領、FAQ）をご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/dengen_auction/

事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請について

事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請に関するお問合せ先は、下記資料内をご参照ください。

資料：容量市場における事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得について | →
(888KB)

8. FAQ・お問合せ先・その他お知らせ X（旧Twitter）による情報発信

92

- 本機関では、説明会の開催案内や容量市場に係るお知らせのHP掲載と共に、X（旧Twitter）を通じて情報発信しております。
- 本機関からのお知らせ等の情報把握のために、ご活用いただきますようお願いいたします。

< X（旧Twitter）の本機関ページ >



その他お知らせ 事業者登録内容に変更がある場合のご対応についてのお願い

- ### ＜電力広域的運営推進機関：会員情報の変更・脱退＞



電力広域的運営推進機関
Corporation for Electric Regional Corporation of
Transmission Operators, JAPPA

→ アクセス → お問い合わせ → 採用情報 JP | EN

広域機関とは 業務紹介 各種手続き 各種情報提供 委員会・検討会 各種専用システムログイン

SEARCH

MENU

Top > 各種手続き > 会員に関する情報・手続き > 会員情報の変更・脱退

Procedure — 各種手続き

会員情報の変更・脱退

電気事業の譲り受けや合併・分割、廃止等を含め、電気事業の内容について変更が生じる場合には、経済産業省 資源エネルギー庁への申請・届出が必要となります。併せて、会員情報管理システムにご登録いただいている会員情報の変更が必要となりますので、下記をご参照の上、速やかに申請をお願いいたします。

※会員情報管理システムの操作につきましては、「[会員情報管理システム取扱マニュアル](#)」をご確認ください。

※変更申請を行う時の必要事項、特に資本関係の入力につきましては、「[会員情報（特に、資本関係情報）の登録・更新について](#)」をご確認ください。

会員情報の変更手続き

ご登録いただいている会員情報の内容において、変更がございましたら、「[会員情報管理システム](#)」にログインしていただき、変更申請をお願いいたします。

脱退に必要な手続き